

# 宮城県地域防災計画 新旧対照表（案）

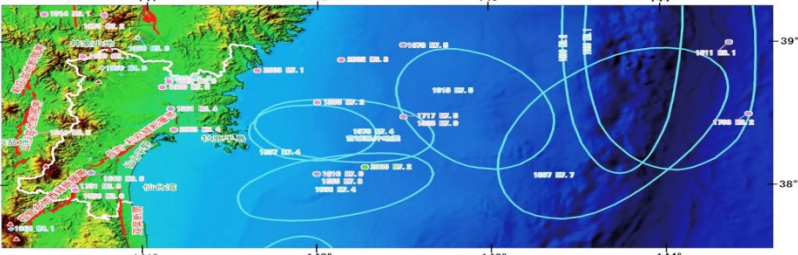
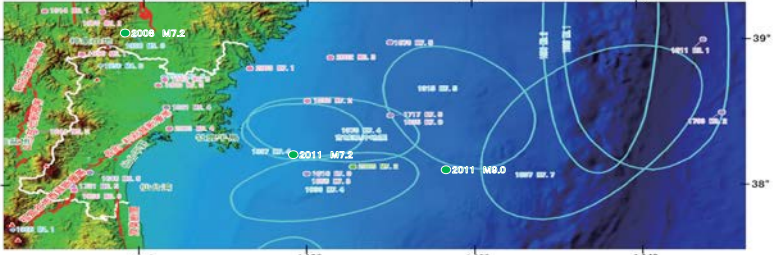
〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

平成 29 年 2 月

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
	<b>第1節 計画の目的と構成</b>	<b>第1節 計画の目的と構成</b>	
	<b>第5 基本方針</b>	<b>第5 基本方針</b>	
3	2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため，避難勧告等の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練____の充実，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。	2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため，避難勧告等の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や研修の充実，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。	防災基本計画の修正
4	7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 大規模地震発生時には，大量の災害____廃棄物____ が____発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。 (略)	7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 大規模地震発生時には，災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。） が大量に発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。(略) (略)	防災基本計画の修正
	<b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b>	<b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b>	
	<b>第4 防災機関の業務大綱</b>	<b>第4 防災機関の業務大綱</b>	
	【指定地方行政機関】 (略)	【指定地方行政機関】 (略)	
11	東北地方整備局 (略) (3) 一般国道区間の維持修繕工事，除雪等の維持その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道区間の交通確保 (略)	東北地方整備局 (略) (3) 直轄道路の新設，改修，維持修繕，除雪等その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び直轄道路____の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路____の交通確保 (略)	記述の統一
12	東京航空局仙台空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用____	東京航空局仙台空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助	仙台国際空港民営化に伴う修正
15	_____ _____ (略)	一般社団法人宮城県歯科医師会 (1) 避難所における歯科医療救護活動 _____ _____ (略)	平成28年3月22日付けで指定地方公共機関に指定

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
19	<p><b>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</b></p> <p><b>第3 宮城県内の地震観測体制</b> （略） その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。</p>	<p><b>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</b></p> <p><b>第3 宮城県内の地震観測体制</b> （略） その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。</p>	時点修正
22	<p><b>第4 宮城県の地震被害</b></p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中)死亡者10,542, 行方不明者1,239, 住家全壊82,998 宮城県（平成27年9月30日現在）</p>	<p><b>第4 宮城県の地震被害</b></p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中)死亡者10,554, 行方不明者1,234, 住家全壊83,000 宮城県（平成28年11月30日現在）</p>	時点修正
23	 <div data-bbox="181 885 533 1136" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li> 被害地震（波源域・震源域）</li> <li> 被害地震（～1884年）</li> <li> 被害地震（1885～2003年）</li> <li> 被害地震（2004～2011年）</li> <li> 群発地震</li> <li> 長期評価を行った活断層</li> <li> 活断層（確実度Ⅰ、Ⅱ）</li> <li> 活火山</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">宮城県とその周辺の主な被害地震 （～2007年12月） 2008年6月及び2011年3月と4月の地震を追記</p>	 <div data-bbox="1093 885 1444 1136" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li> 被害地震（波源域・震源域）</li> <li> 被害地震（～1884年）</li> <li> 被害地震（1885～2003年）</li> <li> 被害地震（2004～2011年）</li> <li> 群発地震</li> <li> 長期評価を行った活断層</li> <li> 活断層（確実度Ⅰ、Ⅱ）</li> <li> 活火山</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">宮城県とその周辺の主な被害地震 （～2007年12月） 2008年6月及び2011年3月と4月の地震を追記</p>	

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																																																																																																																								
41	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</b></p> <p><b>第3 地すべり等防止事業</b>                      (略) 本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」, 「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」, 「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66地区約2,385.34haに及んでいる。</p> <p><b>第4 急傾斜地崩壊防止施設</b>                      (略)                      本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、370箇所を指定しており、指定面積は483.525haに及んでいる。</p>	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</b></p> <p><b>第3 地すべり等防止事業</b>                      (略) 本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」, 「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」, 「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66地区約2,294.62haに及んでいる。</p> <p><b>第4 急傾斜地崩壊防止施設</b>                      (略)                      本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、370箇所を指定しており、指定面積は483.755haに及んでいる。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>																																																																																																																																								
42	<p><b>第5 砂防設備</b>                      (略)                      なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,505箇所(約7,228ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	<p><b>第5 砂防設備</b>                      (略)                      なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,509箇所(約7,271ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																																																								
45	<p><b>第4節 宮城県の海岸状況</b></p> <p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p align="center">宮城県の海岸状況(平成26年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全海 岸延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域指定済長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施 設の有効延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>カ所</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保 全局</td> <td>415,653</td> <td>91,994</td> <td>91,994</td> <td>51,785</td> <td>10,294</td> <td>104</td> <td>65,999</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>255</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>20,348</td> <td>7,519</td> <td>137</td> <td>27,867</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>257,056</td> <td>100,136</td> <td>83,891</td> <td>22,098</td> <td>20,757</td> <td>338</td> <td>43,574</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>826,347</td> <td>280,407</td> <td>264,162</td> <td>113,380</td> <td>45,012</td> <td>834</td> <td>166,113</td> </tr> </tbody> </table>	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m	水管理・国土保 全局	415,653	91,994	91,994	51,785	10,294	104	65,999	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	255	28,673	農林水産省								農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	137	27,867	水産庁	257,056	100,136	83,891	22,098	20,757	338	43,574	計	826,347	280,407	264,162	113,380	45,012	834	166,113	<p><b>第4節 宮城県の海岸状況</b></p> <p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p align="center">宮城県の海岸状況(平成27年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全海 岸延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域指定済長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施 設の有効延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>カ所</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保 全局</td> <td>415,653</td> <td>92,340</td> <td>9,2340</td> <td>54,982</td> <td>6,972</td> <td>104</td> <td>65,874</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>254</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>20,348</td> <td>7,519</td> <td>103</td> <td>27,867</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>258,851</td> <td>108,681</td> <td>92,436</td> <td>22,111</td> <td>21,206</td> <td>351</td> <td>44,036</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>828,142</td> <td>289,298</td> <td>273,053</td> <td>116,590</td> <td>42,139</td> <td>812</td> <td>166,450</td> </tr> </tbody> </table>	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m	水管理・国土保 全局	415,653	92,340	9,2340	54,982	6,972	104	65,874	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	農林水産省								農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	103	27,867	水産庁	258,851	108,681	92,436	22,111	21,206	351	44,036	計	828,142	289,298	273,053	116,590	42,139	812	166,450	<p>時点修正</p>
区分 所管別	海岸線 総延長					要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設																																																																																																																																			
		堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長																																																																																																																																						
国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m																																																																																																																																				
水管理・国土保 全局	415,653	91,994	91,994	51,785	10,294	104	65,999																																																																																																																																				
港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	255	28,673																																																																																																																																				
農林水産省																																																																																																																																											
農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	137	27,867																																																																																																																																				
水産庁	257,056	100,136	83,891	22,098	20,757	338	43,574																																																																																																																																				
計	826,347	280,407	264,162	113,380	45,012	834	166,113																																																																																																																																				
区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設																																																																																																																																							
				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長																																																																																																																																				
国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m																																																																																																																																				
水管理・国土保 全局	415,653	92,340	9,2340	54,982	6,972	104	65,874																																																																																																																																				
港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673																																																																																																																																				
農林水産省																																																																																																																																											
農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	103	27,867																																																																																																																																				
水産庁	258,851	108,681	92,436	22,111	21,206	351	44,036																																																																																																																																				
計	828,142	289,298	273,053	116,590	42,139	812	166,450																																																																																																																																				

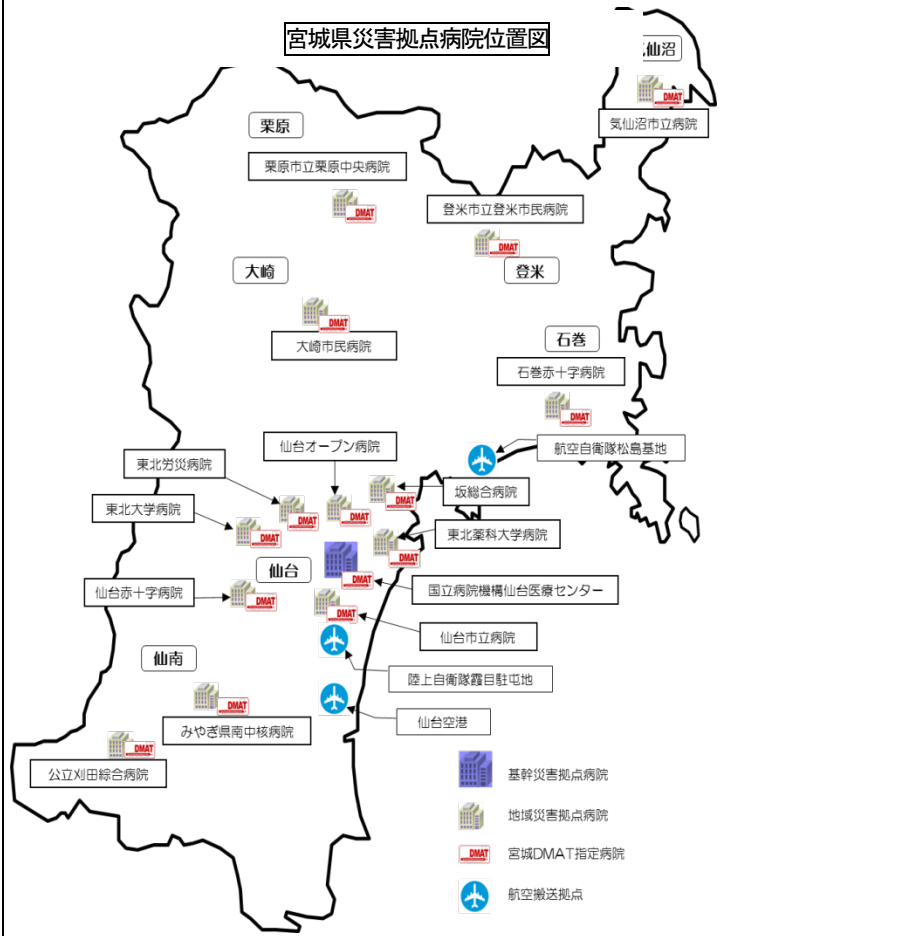





宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																					
116	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b></p> <p>4 相互応援体制の強化充実</p> <p>(5) 他都道府県被災時の応援体制</p> <p>県は、他都道府県において災害が発生した際には、<u>応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。</u></p>	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b></p> <p>4 相互応援体制の強化充実</p> <p>(5) 他都道府県被災時の応援体制</p> <p>県は、他都道府県において災害が発生した際には、<u>「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。</u></p>	「宮城県災害時広域応援計画」の反映																					
121	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1 県の役割</p> <p>(3) 地域災害医療支部</p> <p>(略)</p> <p>ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村</td> </tr> </tbody> </table>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1 県の役割</p> <p>(3) 地域災害医療支部</p> <p>(略)</p> <p>ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩竈市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村</td> </tr> <tr> <td>岩沼支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)</td> <td>岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町</td> </tr> </tbody> </table>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村	岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町	市制移行 記述の統一
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																						
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																						
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村																						
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																						
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																						
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村																						
岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町																						
122	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p> <p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名				<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p> <p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名													
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																						
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																						

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）		修正後		備考		
123	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	時点修正
	地域災害拠点病院	仙南 仙台	みやぎ県南中核病院、公立刈田綜合病院 東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、 仙台赤十字病院、仙台オープン病院、 東北____薬科大学病院、坂綜合病院、 _____	地域災害拠点病院	仙南 仙台	みやぎ県南中核病院、公立刈田綜合病院 東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、 仙台赤十字病院、仙台オープン病院、 東北医科薬科大学病院、坂綜合病院、 総合南東北病院	
	<p>(略)</p>  <p>宮城県災害拠点病院位置図</p>		<p>(略)</p>  <p>宮城県「災害拠点病院」位置図</p>				



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
127	<p>(略)</p> <p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成27年3月現在)</p> <p>医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月現在)</p> <p>医療機関 141, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>
128	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品, 衛生材料, 医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 市町村は、(一社)宮城県薬剤師会支部(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p>	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品, 衛生材料, 医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 市町村は、<u>地域薬剤師会</u> (仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p>	<p>記述の統一</p>
129	<p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、<u>関係機関と連携し</u>、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に努める</p>	<p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、<u>災害発生時には</u>、災害派遣精神医療チーム(DPAT) <u>調整本部を庁内に設置し、有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い</u>、速やかにDPATを被災地に派遣する。</p>	<p>表現の修正</p>
130	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第2 地震による出火防止、火災予防の徹底</b></p> <p>3 出火防止のための査察指導</p> <p>消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街_____, 飲食店, 百貨店, 病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。</p>	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第2 地震による出火防止、火災予防の徹底</b></p> <p>3 出火防止のための査察指導</p> <p>消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街<u>(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)</u>、飲食店, 百貨店, 病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
131	<p><b>第 3 消防力の強化</b></p> <p>1 消防資機材等の整備</p> <p>(1) 車両及び資機材等の整備促進 (略)</p> <p>なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、<u>平成23年度</u>を初年度とする<u>第四次</u>宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。</p> <p>2 消防団の育成</p> <p>(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、<u>大学・高校への働きかけ</u>、<u>将来の消防の担い手となる子ども</u>に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。</p>	<p><b>第 3 消防力の強化</b></p> <p>1 消防資機材等の整備</p> <p>(1) 車両及び資機材等の整備促進 (略)</p> <p>なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、<u>平成28年度</u>を初年度とする<u>第5次</u>宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。</p> <p>2 消防団の育成</p> <p>(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、<u>将来の消防の担い手</u>に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。</p>	<p>第5次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画が策定されるため。表現修正</p>
137  139	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第 3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 避難路等の整備</b></p> <p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p>	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第 3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。<u>この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 避難路等の整備</b></p> <p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
142	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法 (略)</p>	<p><u>周知を図るよう努める。</u></p> <p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u> を行う具体的な基準及び伝達方法 (略)</p>	記述の統一
143	<p>地震災害対策編 2-24 避難収容 対策</p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第2 避難所の確保</p>	<p>地震災害対策編 2-24 避難受入れ対策</p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第2 避難所の確保</p>	表現の修正
144	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。 (略)</p> <p>(5) 運営に必要な事項について <u>あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</u></p>	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p><u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るよう努める。</u></p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、<u>住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（平成28年4月）等を参考にしながら、<u>あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</u></p>	<p>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定を反映</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定を反映</p>
146	<p>第4 避難所における愛護動物の対策</p> <p>市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。</p>	<p>第4 避難所における愛護動物の対策</p> <p>市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	<p>同行避難者の受入れと、飼い主への普及啓発事項について明記</p>
152	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省生産局長 <u> </u> に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必</p>	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括 <u> </u> に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必</p>	平成27年10月の組織再編に伴う名称変更

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	<p>要量を確保する。 (略)</p>	<p>要量を確保する。 (略)</p>	
167	<p>地震災害対策編 2-28 廃棄物対策  <b>第28節 廃棄物対策</b>  <b>第1 目的</b>                      大規模地震発生後、大量に発生する____廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。                      このため、県、市町村及び関係機関は、____処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。  <b>第2 処理体制</b>                      2 県の役割                      県は、____市町村がその責務を十分果たせるように____必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <hr/> <p>3 地方環境事務所の役割                      東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p>	<p>地震災害対策編 2-28 <b>災害廃棄物対策</b>  <b>第28節 災害廃棄物対策</b>  <b>第1 目的</b>                      大規模地震発生後、大量に発生する<u>災害廃棄物</u>(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。                      このため、県、市町村及び関係機関は、<u>廃棄物処理施設の耐震化</u>等を図るとともに、<u>廃棄物処理活動</u>が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理____体制の確立を図る。  <b>第2 処理体制</b>                      2 県の役割                      県は、<u>あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう</u>____必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。  <u>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <hr/> <p>3 地方環境事務所の役割                      東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理____に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p>	<p>表現の修正                      表現の修正                      表現の修正                      表現の修正                      表現の修正                      表現の修正                      表現の修正</p>
168	<p><b>第3 主な措置内容</b>                      2 震災時における応急体制の確保                      (1) <u>仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等</u>____                      _____について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。                      (2)し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理計画を作成すること。                      (3)広域的な市町村等との協力・応援体制を整備____                      _____すること。</p>	<p><b>第3 主な措置内容</b>                      2 震災時における応急体制の確保                      (1) <u>仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理</u>____                      _____について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。                      (2)広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、<u>災害廃棄物処理計画において、具体的に明示</u>すること。</p>	<p>表現の修正                      表現の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
185	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。</p> <p>また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システム、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>による広報</p> <p>(略)</p> <p>第4 市町村の広報</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(略)</p> <p>186 (11) <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>による広報</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。</p> <p>また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システム、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による広報</p> <p>(略)</p> <p>第4 市町村の広報</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による広報</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
189	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課、消防課の執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては、2階講堂に移設する。また、各支部に付いても、設置場所について定めておく。</p>	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課、消防課の執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては、2階講堂に移設する。また、各支部に付いても、設置場所について定めておく。</p>	



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）				修正後				備考				
	災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	3号	(略) 2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。	(略)	にかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。	災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	3号	(略) 2 県内に特別警報 <sup>※</sup> が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。 <u>※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。</u>	(略)	また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。	
<p>※蔵王山の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。</p>													
202	<b>第5節 災害救助法の適用</b> <b>第3 救助の実施の委任</b> (略) 9 遺体の搜索及び処理				<b>第5節 災害救助法の適用</b> <b>第3 救助の実施の委任</b> (略) 9 死体の搜索及び処理						表現の修正		
219	<b>第9節 消火活動</b> <b>第5 消防機関の活動</b> 1 消防本部の活動 (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止 地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。				<b>第9節 消火活動</b> <b>第5 消防機関の活動</b> 1 消防本部の活動 (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止 地震による火災が発生した場合は、消防団_____を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。						記述の統一		
241	<b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b> <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b> 2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (1) 管理体制 県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を委任する。市町村長に委任した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託 <u>契約</u> を締結する。				<b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b> <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b> 2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (1) 管理体制 県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委任した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託 <u>協定</u> を締結する。						表現の修正		





宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	<p>(2) 心のケアの実施体制の確保                  県は、被災者のストレスケア等のため、災害時の                  _____心のケアの専門職からなる_____チームを編成                  し、被災地に派遣し、必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して                  チームの派遣を要請する。                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所                  の確保等を図る。</p>	<p>(2) 心のケアの実施体制の確保                  県は、被災者のストレスケア等のため、災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療                  チーム（DPAT）のほか、_____心のケアの専門職_____で構成されるチーム                  を編成し、被災地に派遣する。必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に                  対して_____心のケアの専門職等の派遣を要請する。</p>	<p>表現の修正</p>
264	<p><b>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</b>  <b>第4 遺体の火葬、埋葬</b>                  3 県は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集                  し、柩の調達、遺体の搬送の手配等_____を実施する。                  また、被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通し                  て他都道府県からの支援を要請する。                  4 _____身元の判明しない遺骨は_____, 公営墓地または寺院等に一時保管を依                  頼し_____, 身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p>	<p><b>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</b>  <b>第4 遺体の火葬、埋葬</b>                  3 県は、_____火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集                  し、棺等の調達、遺体の搬送の手配等、市町村の支援を実施する。                  また、広域火葬を円滑に実施するための計画を事前に策定し、市町村、火葬場設置者、                  他都道府県及び国との調整等の必要な措置を講ずる。                  4 市町村は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどし                  て保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p>	<p>「宮城県広域火                  葬計画」との記                  述の統一</p>
265	<p>地震災害対策編 3-2-2 _____廃棄物処理活動  <b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第1 目的</b>                  大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の_____廃                  棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理                  施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。                  (略)  <b>第2 災害廃棄物の処理</b>                  2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を市町村に助言する。  <b>第3 処理体制</b>                  1 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレ                  の必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等を勘案し、                  その発生量を推計する。                  (新設)                  2 市町村は、市町村地域防災計画_____に基づき、災害により生じた</p>	<p>地震災害対策編 3-2-2 <u>災害</u>廃棄物処理活動  <b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第1 目的</b>                  大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の<u>災害</u>廃                  棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理                  施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。                  (略)  <b>第2 災害廃棄物の処理</b>                  2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理_____方法を市町村に助言する。  <b>第3 処理体制</b>                  1 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレ                  の必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等につい                  て情報収集を行う。                  2 県は、事前に策定する災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討す                  る等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。                  3 市町村は、市町村地域防災計画<u>や災害廃棄物処理計画</u>に基づき、災害により生じた</p>	<p>表現の修正                  表現の修正                  表現の修正                  防災基本計画の                  修正                  防災基本計画の                  修正                  防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	<p>廃棄物の処理を適正に行う。</p> <p><u>3</u> 市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。</p> <p><u>4</u> 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p><u>5</u> 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、<u>処理・処分</u>に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p>	<p>廃棄物の処理を適正に行う。</p> <p><u>4</u> 市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。</p> <p><u>5</u> 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p><u>6</u> 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、<u>処理</u>に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。特に、大規模な災害が発生したときは、<u>その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p>	<p>修正</p> <p>表現の修正 防災基本計画の修正</p>
<p>277</p> <p>280</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検</p> <p>被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>交通情報モニター</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等</u>で道路利用者へ提供する。</p> <p><b>第9 空港施設</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 旅客対策</b></p> <p><u>空港管理者</u>及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検</p> <p>被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>道路緊急ダイヤル（#9910）</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）</u>で道路利用者へ提供する。</p> <p><b>第9 空港施設</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 旅客対策</b></p> <p><u>仙台国際空港株式会社、各航空会社</u>及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p>	<p>表現の修正</p> <p>情報提供の方法について、新たに明記</p> <p>空港管理者の明確化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
285	<p><b>第11 地下鉄施設</b></p> <p>1 災害発生時の初動措置と応急対策</p> <p>(2) 発災時の初動体制</p> <p>イ 運行規制</p> <p><u>運転指令区長</u>は、40ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。振動がなくなったと認めたとときは、以下の対応をとる。</p> <p>(イ) 第1地震警報(40ガル以上)…注意運転</p> <p>(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h以下の速度で注意運転</p> <p>(ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h以下の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ロ 運転士の対応</p> <p>運転士は強い地震を感知し、危険と認めたととき又は<u>運転指令区長</u>より停止の指令を受けたときは、次の取り扱いを行う。</p> <p>(イ) 駅に停車中のときは、出発を見合わせる。</p> <p>(ロ) 走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した箇所が危険であると認めたとときは、進路の状況を確認した上、安全と認められるところまで移動しなければならない。</p> <p>(ハ) <u>運転指令区長</u>の指令により、運転規則による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。</p> <p>ハ 乗客の避難・救護対策</p> <p>(イ) 運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに、乗客の<u>動揺を静めるための放送</u>を行う。</p> <p>(ロ) 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。</p> <p>(ハ) 負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。</p> <p>ニ その他の措置</p> <p>災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。</p> <p>(3) 情報連絡</p>	<p><b>第11 地下鉄施設</b></p> <p>1 災害発生時の初動措置と応急対策</p> <p>(2) 発災時の初動体制</p> <p>イ 運行規制</p> <p><u>総合指令所長</u>は、40ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。振動がなくなったと認めたとときは、以下の対応をとる。</p> <p>(イ) 第1地震警報(40ガル以上)…注意運転</p> <p>(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h以下の速度で注意運転</p> <p>(ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h以下の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止</p> <p><u>仙台市地下鉄では、気象庁が提供する緊急地震速報（震源位置・発生時刻・規模）を衛星回線及びインターネット回線の2系統により受信し、震度5弱以上の地震が予測された場合、自動的に停止信号を列車に送り減速・停止させる「緊急地震警報システム」を導入している。</u></p> <p>ロ 運転士の対応</p> <p>運転士は強い地震を感知し、危険と認めたととき又は<u>総合指令所長</u>より停止の指令を受けたときは、次の取り扱いを行う。</p> <p>(イ) 駅に停車中のときは、出発を見合わせる。</p> <p>(ロ) 走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した箇所が危険であると認めたとときは、進路の状況を確認した上、安全と認められるところまで移動しなければならない。</p> <p>(ハ) <u>総合指令所長</u>の指令により、運転規則による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。</p> <p>ハ 乗客の避難・救護対策</p> <p>(イ) 運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに、乗客の<u>不安を解消するための放送</u>を行う。</p> <p>(ロ) 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。</p> <p>(ハ) 負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。</p> <p>ニ その他の措置</p> <p>災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。</p> <p>(3) 情報連絡</p>	<p>組織改正により修正</p> <p>列車を自動停止させるシステムを導入しているため追記。</p> <p>組織改正により修正</p> <p>組織改正により修正</p> <p>表現の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	<p>災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、<u>PHS等</u>を使用する。</p> <p>2 輸送等の確保</p> <p>地震により地下鉄南北線が長時間運行不能と認めるときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車等により振替輸送を行う。</p>	<p>災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、<u>自営PHS</u>を使用する。</p> <p>2 輸送等の確保</p> <p>地震により地下鉄_____が長時間運行不能と認めるときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車等により振替輸送を行う。</p>	<p>表現の修正</p> <p>東西線の開業により修正</p>
286	<p><b>第14 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p><b>第14 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理_____方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p>表現の修正</p>
290	<p><b>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、<u>下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める</u>_____。</p>	<p><b>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、<u>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、過般式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
308	<p><b>第30節 ボランティア活動</b></p> <p><b>第2 一般ボランティア</b></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><b>第30節 ボランティア活動</b></p> <p><b>第2 一般ボランティア</b></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p><u>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
311	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>4 職員派遣等の要請 (略)</p> <p>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、沿岸市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。</p> <p><b>第3 災害復興計画</b></p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 市町村の復興計画の策定 (略)</p> <p>また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律_____を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により____、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>4 職員派遣等の要請 (略)</p> <p>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、沿岸市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを行う。</p> <p><b>第3 災害復興計画</b></p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 市町村の復興計画の策定 (略)</p> <p>また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p>表現の修正</p> <p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>
315	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p><b>第4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯 (略)</p> <p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯_____</p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p> <p><b>第6 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子及び寡婦福祉資金</p> <p>県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p>	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p><b>第4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1) 住宅が__全壊__した世帯 (略)</p> <p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)</p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p> <p><b>第6 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金</p> <p>県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																												
318	<p><b>第9 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、_____国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する_____。 県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。</p> <p>※ 国民健康保険税(料)の減免の基準</p> <p>イ 災害により障害者となったとき 9/10を減免</p> <p>ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき 被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。</p> <table border="1" data-bbox="181 683 1050 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得額</th> <th colspan="2">住宅又は家財の損害</th> </tr> <tr> <th>3/10以上5/10未満</th> <th>5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>② 500万円超</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>③ 750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する_____。 一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。 県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。 (略)</p>	合計所得額	住宅又は家財の損害		3/10以上5/10未満	5/10以上	① 500万円以下	1/2	10/10	② 500万円超	1/4	1/2	③ 750万円超	1/8	1/4	<p><b>第9 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、_____被災の程度により、保険者である各市町村の判断で国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1" data-bbox="1072 683 1942 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得額</th> <th colspan="2">住宅又は家財の損害</th> </tr> <tr> <th>3/10以上5/10未満</th> <th>5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免 被災市町村は、国民健康保険税(料)の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、_____被災の程度により、一部負担金を減免することができる。 一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。 _____</p> <p>(略)</p>	合計所得額	住宅又は家財の損害		3/10以上5/10未満	5/10以上	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	記述の適正化
合計所得額	住宅又は家財の損害																														
	3/10以上5/10未満	5/10以上																													
① 500万円以下	1/2	10/10																													
② 500万円超	1/4	1/2																													
③ 750万円超	1/8	1/4																													
合計所得額	住宅又は家財の損害																														
	3/10以上5/10未満	5/10以上																													
_____	_____	_____																													
_____	_____	_____																													
_____	_____	_____																													
325	<p><b>第4節 産業復興支援</b></p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県(経済商工観光部, 農林水産部), 市町<u>邑</u></p>	<p><b>第4節 産業復興支援</b></p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県(経済商工観光部, 農林水産部), 市町村</p>	誤記の修正																												

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考				
3	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 （略）</p> <p>そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練_____の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化</p> <p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p>大規模地震発生時においては、大量の災害_____廃棄物_____が_____発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 （略）</p> <p>そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化</p> <p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p>大規模地震発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。 （略）</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>				
10	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>【県・沿岸市町】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">沿岸市町</td> <td style="width: 50%;">（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】 （略）</p>	沿岸市町	（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>【県・沿岸市町】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">沿岸市町</td> <td style="width: 50%;">（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】 （略）</p>	沿岸市町	（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設	<p>名称変更</p>
沿岸市町	（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設						
沿岸市町	（略） （6）避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設						
11	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">東北地方整備局</td> <td style="width: 50%;">（略） （3）一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 （略） （5）直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 （6）一般国道区間の交通確保 （略）</td> </tr> </table>	東北地方整備局	（略） （3）一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 （略） （5）直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 （6）一般国道区間の交通確保 （略）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">東北地方整備局</td> <td style="width: 50%;">（略） （3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 （略） （5）直轄河川及び直轄道路_____の災害応急復旧工事の実施 （6）直轄道路_____の交通確保 （略）</td> </tr> </table>	東北地方整備局	（略） （3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 （略） （5）直轄河川及び直轄道路_____の災害応急復旧工事の実施 （6）直轄道路_____の交通確保 （略）	<p>記述の統一</p>
東北地方整備局	（略） （3）一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 （略） （5）直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 （6）一般国道区間の交通確保 （略）						
東北地方整備局	（略） （3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 （略） （5）直轄河川及び直轄道路_____の災害応急復旧工事の実施 （6）直轄道路_____の交通確保 （略）						

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 28 年 2 月)	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																															
12	(略) 東京航空局仙台空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用 _____	(略) 東京航空局仙台空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助	仙台国際空港民営化に伴う修正  平成28年3月22日付けで指定地方公共機関に指定																																																																																																																																																																																																																															
15	(略)	(略) 一般社団法人宮城県歯科医師会 (1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認																																																																																																																																																																																																																																
16	<b>第3節 宮城県内の地震等観測体制</b> (略) その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。 (略)	<b>第3節 宮城県内の地震等観測体制</b> (略) その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。 (略)	時点修正																																																																																																																																																																																																																															
17	<b>第4節 宮城県の津波被害</b> <b>宮城県における主な津波災害(明治以降)</b>	<b>第4節 宮城県の津波被害</b> <b>宮城県における主な津波災害(明治以降)</b>	誤記の修正																																																																																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 名称 (災害種別)</th> <th>死者 (人)</th> <th>行方 不明者 (人)</th> <th>重傷 者 (人)</th> <th>軽症 者 (人)</th> <th>全壊 (棟)</th> <th>半壊 (棟)</th> <th>流出 (棟)</th> <th>床下 浸水 (棟)</th> <th>船舶 流出</th> <th>その他被害</th> <th>被害総額 (千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグ ニチュード</th> <th>最大 波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治三陸 地震 (大津波)</td> <td>3,452</td> <td></td> <td></td> <td>1,241</td> <td></td> <td></td> <td>985</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1896年 明治29年6月 15日</td> <td>三陸 沖</td> <td>8.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三陸地震 津波 (津波)</td> <td>308</td> <td></td> <td>145</td> <td></td> <td>528</td> <td></td> <td>1,520</td> <td>948</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1933年 昭和8年3月3 日</td> <td>三陸 沖</td> <td>8.1</td> <td>只越 7</td> </tr> <tr> <td>十勝沖地 震 (津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td></td> <td>1952年 昭和27年3月 4日</td> <td>十勝 沖</td> <td>8.2</td> <td>雄勝 1.9</td> </tr> <tr> <td>(地震・津 波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽微</td> <td>1958年 昭和33年11 月7日</td> <td>択捉 島 南東 沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チリ地震 津波 (大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td>625</td> <td></td> <td>1,206</td> <td>899</td> <td>307</td> <td>6,097</td> <td>779</td> <td>有</td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月 24日</td> <td>チリ 沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.4</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年10</td> <td>択捉 島</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称 (災害種別)		死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 者 (人)	軽症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグ ニチュード	最大 波高 (m)	明治三陸 地震 (大津波)	3,452			1,241			985					1896年 明治29年6月 15日	三陸 沖	8.2		三陸地震 津波 (津波)	308		145		528		1,520	948				1933年 昭和8年3月3 日	三陸 沖	8.1	只越 7	十勝沖地 震 (津波)										有		1952年 昭和27年3月 4日	十勝 沖	8.2	雄勝 1.9	(地震・津 波)											軽微	1958年 昭和33年11 月7日	択捉 島 南東 沖	8.1		チリ地震 津波 (大津波)	41	12	625		1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月 24日	チリ 沖	9.5	牡鹿 5.4	(津波)										有	89,657	1963年 昭和38年10	択捉 島	8.1		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 名称 (災害種別)</th> <th>死者 (人)</th> <th>行方 不明者 (人)</th> <th>重傷 者 (人)</th> <th>軽症 者 (人)</th> <th>全壊 (棟)</th> <th>半壊 (棟)</th> <th>流出 (棟)</th> <th>床下 浸水 (棟)</th> <th>船舶 流出</th> <th>その他被害</th> <th>被害総額 (千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグ ニチュード</th> <th>最大 波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治三陸 地震 (大津波)</td> <td>3,452</td> <td></td> <td></td> <td>1,241</td> <td></td> <td></td> <td>985</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1896年 明治29年6月 15日</td> <td>三陸 沖</td> <td>8.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三陸地震 津波 (津波)</td> <td>308</td> <td></td> <td>145</td> <td></td> <td>528</td> <td></td> <td>1,520</td> <td>948</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1933年 昭和8年3月3 日</td> <td>三陸 沖</td> <td>8.1</td> <td>只越 7</td> </tr> <tr> <td>十勝沖地 震 (津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td></td> <td>1952年 昭和27年3月 4日</td> <td>十勝 沖</td> <td>8.2</td> <td>雄勝 1.9</td> </tr> <tr> <td>(地震・津 波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽微</td> <td>1958年 昭和33年11 月7日</td> <td>択捉 島 南東 沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チリ地震 津波 (大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td>625</td> <td></td> <td>1,206</td> <td>899</td> <td>307</td> <td>6,097</td> <td>779</td> <td>有</td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月 24日</td> <td>チリ 沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.4</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年10</td> <td>択捉 島</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称 (災害種別)	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 者 (人)	軽症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグ ニチュード	最大 波高 (m)	明治三陸 地震 (大津波)	3,452			1,241			985					1896年 明治29年6月 15日	三陸 沖	8.2		三陸地震 津波 (津波)	308		145		528		1,520	948				1933年 昭和8年3月3 日	三陸 沖	8.1	只越 7	十勝沖地 震 (津波)										有		1952年 昭和27年3月 4日	十勝 沖	8.2	雄勝 1.9	(地震・津 波)											軽微	1958年 昭和33年11 月7日	択捉 島 南東 沖	8.1		チリ地震 津波 (大津波)	41	12	625		1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月 24日	チリ 沖	9.5	牡鹿 5.4	(津波)										有	89,657	1963年 昭和38年10	択捉 島	8.1
区分 名称 (災害種別)	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 者 (人)	軽症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグ ニチュード	最大 波高 (m)																																																																																																																																																																																																																			
明治三陸 地震 (大津波)	3,452			1,241			985					1896年 明治29年6月 15日	三陸 沖	8.2																																																																																																																																																																																																																				
三陸地震 津波 (津波)	308		145		528		1,520	948				1933年 昭和8年3月3 日	三陸 沖	8.1	只越 7																																																																																																																																																																																																																			
十勝沖地 震 (津波)										有		1952年 昭和27年3月 4日	十勝 沖	8.2	雄勝 1.9																																																																																																																																																																																																																			
(地震・津 波)											軽微	1958年 昭和33年11 月7日	択捉 島 南東 沖	8.1																																																																																																																																																																																																																				
チリ地震 津波 (大津波)	41	12	625		1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月 24日	チリ 沖	9.5	牡鹿 5.4																																																																																																																																																																																																																			
(津波)										有	89,657	1963年 昭和38年10	択捉 島	8.1																																																																																																																																																																																																																				
区分 名称 (災害種別)	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 者 (人)	軽症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグ ニチュード	最大 波高 (m)																																																																																																																																																																																																																			
明治三陸 地震 (大津波)	3,452			1,241			985					1896年 明治29年6月 15日	三陸 沖	8.2																																																																																																																																																																																																																				
三陸地震 津波 (津波)	308		145		528		1,520	948				1933年 昭和8年3月3 日	三陸 沖	8.1	只越 7																																																																																																																																																																																																																			
十勝沖地 震 (津波)										有		1952年 昭和27年3月 4日	十勝 沖	8.2	雄勝 1.9																																																																																																																																																																																																																			
(地震・津 波)											軽微	1958年 昭和33年11 月7日	択捉 島 南東 沖	8.1																																																																																																																																																																																																																				
チリ地震 津波 (大津波)	41	12	625		1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月 24日	チリ 沖	9.5	牡鹿 5.4																																																																																																																																																																																																																			
(津波)										有	89,657	1963年 昭和38年10	択捉 島	8.1																																																																																																																																																																																																																				





宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
28	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第3 想定される津波の考え方</b></p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波）</p> <p>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第3 想定される津波の考え方</b></p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波）</p> <p>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
32	<p><b>第2節 津波に強いまちの形成</b></p> <p><b>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</b></p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域に関する対応</p> <p>沿岸市町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。</p> <p>イ 地域防災計画での考慮</p> <p>沿岸市町は、市町の地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等_____又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。</p>	<p><b>第2節 津波に強いまちの形成</b></p> <p><b>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</b></p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域に関する対応</p> <p>沿岸市町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。</p> <p>イ 地域防災計画での考慮</p> <p>沿岸市町は、市町の地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
82	<p><b>第13節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>(略)</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の<u>防災施策の実施</u>に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第13節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>(略)</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等_____に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 市町村長への報告</u></p> <p><u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
87	<p><b>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</b></p> <p><b>第3 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</b></p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>ロ 確実な伝達方法の確保</p> <p>沿岸市町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。</p>	<p><b>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</b></p> <p><b>第3 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</b></p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>ロ 確実な伝達方法の確保</p> <p>沿岸市町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
	<p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、<u>食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</u></p>	<p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</u></p> <p>特に、地方公共団体は、災害時に災害時緊急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、<u>業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
114	<p><b>第 19 節 相互応援体制の整備</b>  <b>第 7 他都道府県との応援体制の整備</b>  4 相互応援体制の強化充実  (5) 他都道府県被災時の応援体制</p> <p>県は、他都道府県において災害が発生した際には、<u>応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。</u></p>	<p><b>第 19 節 相互応援体制の整備</b>  <b>第 7 他都道府県との応援体制の整備</b>  4 相互応援体制の強化充実  (5) 他都道府県被災時の応援体制</p> <p>県は、他都道府県において災害が発生した際には、<u>「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。</u></p>	<p>「宮城県災害時広域応援計画」の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																						
120	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1 県の役割</p> <p>(3) 地域災害医療支部 (略)</p> <p>ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩釜市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩釜市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1 県の役割</p> <p>(3) 地域災害医療支部 (略)</p> <p>ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩釜市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村</td> </tr> <tr> <td>岩沼支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)</td> <td>岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩釜市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村	岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町	市制移行 記述の統一	
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																							
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																							
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩釜市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村																							
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																							
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																							
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩釜市, _____多賀城市, 富谷市, _____松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, _____大衡村																							
岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市, 名取市, 亘理町, 山元町																							
121	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p> <p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院, _____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院, _____	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p> <p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, _____総合南東北病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, _____総合南東北病院	時点修正
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																							
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																							
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院																							
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院, _____																							
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																							
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																							
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院																							
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, _____総合南東北病院																							

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
122	<p><b>宮城県災害拠点病院位置図</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p>	<p><b>宮城県「災害拠点病院」位置図</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p>	
126	<p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成27年3月現在)</p> <p>医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月現在)</p> <p>医療機関 141, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
127	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品，衛生材料，医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 沿岸市町は，(一社)宮城県薬剤師会支部(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより，医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p>	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品，衛生材料，医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 沿岸市町は，<u>地域薬剤師会</u> (仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより，医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p>	記述の統一
128	<p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は，災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう，「災害時こころのケア活動マニュアル」について，随時点検し見直しを行うとともに，<u>関係機関と連携し，</u> <u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に努める</u></p>	<p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は，災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう，「災害時こころのケア活動マニュアル」について，随時点検し見直しを行うとともに，<u>災害発生時には，</u> <u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部を庁内に設置し，有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い，速やかにDPATを被災地に派遣する。</u></p>	表現の修正
129	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第2 地震による出火防止，火災予防の徹底</b></p> <p>3 出火防止のための査察指導</p> <p>消防機関は，大地震による火災が発生した場合，人命への影響が極めて高い<u>地下街</u>，<u>飲食店，百貨店，病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等</u>に対して重点的に立入検査を実施し，火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置，震災時における従業員の対応等について指導する。</p>	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第2 地震による出火防止，火災予防の徹底</b></p> <p>3 出火防止のための査察指導</p> <p>消防機関は，大地震による火災が発生した場合，人命への影響が極めて高い<u>地下街(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)</u>，<u>飲食店，百貨店，病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等</u>に対して重点的に立入検査を実施し，火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置，震災時における従業員の対応等について指導する。</p>	防災基本計画の修正
130	<p><b>第4 消防力の強化</b></p> <p>1 消防資機材等の整備</p> <p>(1) 車両及び資機材等の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>なお，地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては，<u>平成23年度</u>を初年度とする<u>第四次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画</u>に基づき整備促進を図る。</p> <p>2 消防団の育成</p> <p>(2) 消防団員数が<u>減少</u>の傾向にあることから，処遇の改善，事業所に対する協力要請，女性消防団員の入団促進，<u>大学・高校への働きかけ</u>，<u>将来の消防の担い手となる子ども</u>に対する啓発等を通じ，消防団員数の確保に努めるとともに，消防団員の資質向上を図るため，教育・訓練の充実を推進する。</p>	<p><b>第4 消防力の強化</b></p> <p>1 消防資機材等の整備</p> <p>(1) 車両及び資機材等の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>なお，地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては，<u>平成28年度</u>を初年度とする<u>第五次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画</u>に基づき整備促進を図る。</p> <p>2 消防団の育成</p> <p>(2) 消防団員数が<u>減少</u>の傾向にあることから，処遇の改善，事業所に対する協力要請，女性消防団員の入団促進，<u>将来の消防の担い手</u> <u>に対する啓発等</u>を通じ，消防団員数の確保に努めるとともに，消防団員の資質向上を図るため，教育・訓練の充実を推進する。</p>	第五次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画が策定されるため。 表現の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
137	<p><b>第23節 避難対策</b>  <b>第 3 避難場所の確保</b>                      1 沿岸市町の対応                      (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底                      沿岸市町は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p><b>第23節 避難対策</b>  <b>第 3 避難場所の確保</b>                      1 沿岸市町の対応                      (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底                      沿岸市町は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。<u>この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。</u></p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
141	<p><b>第 6 避難路等の整備</b>                      4 避難誘導標識等の設置                      (1) 避難誘導標識等の整備                      沿岸市町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p> <hr/> <hr/>	<p><b>第 6 避難路等の整備</b>                      4 避難誘導標識等の設置                      (1) 避難誘導標識等の整備                      沿岸市町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
142	<p><b>第 7 避難誘導体制の整備</b>                      5 夜間に備えた対応                      本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備情報</u>、避難勧告を発令することを検討する。</p>	<p><b>第 7 避難誘導体制の整備</b>                      5 夜間に備えた対応                      本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告を発令することを検討する。</p>	<p>名称変更</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
145	<p><b>第11 津波避難計画の作成</b></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略)</p> <p>また、避難勧告及び避難指示____のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備情報</u>を伝達するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ロ <u>避難指示</u>等を行う具体的な基準及び伝達方法</p>	<p><b>第11 津波避難計画の作成</b></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略)</p> <p>また、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ロ <u>避難勧告</u>等を行う具体的な基準及び伝達方法</p>	名称変更
150	<p>津波災害対策編 2-24 避難収容 対策</p> <p><b>第24節 避難収容 対策</b></p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p>	<p>津波災害対策編 2-24 避難受入れ対策</p> <p><b>第24節 避難受入れ対策</b></p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p>	表現の修正
151	<p>6 避難所の運営・管理</p> <hr/> <p>(1) 沿岸市町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め_____ること。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 運営に必要な事項について_____あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p>	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p><u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るよう努める。</u></p> <p>(1) 沿岸市町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、<u>住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（平成28年4月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p>	表現の修正 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定を反映
153	<p><b>第4 避難所における愛護動物の対策</b></p> <p>沿岸市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><b>第4 避難所における愛護動物の対策</b></p> <p>沿岸市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	防災基本計画の修正 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定を反映 同行避難者の受入れと、飼い主への普及啓発事項について明記

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
158	<p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>1 食料の調達</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、<u>農林水産省生産局長</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。(略)</p>	<p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>1 食料の調達</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、<u>農林水産省政策統括官</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。(略)</p>	<p>平成27年10月の組織再編に伴う名称変更</p>
174	<p><b>地震災害対策編</b> 2-28 <u>廃棄物対策</u></p> <p><b>第28節 廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模地震発生後、大量に発生する<u>廃棄物</u>(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、沿岸市町及び関係機関は、<u>処理施設の耐震化等</u>を図るとともに、<u>廃棄物処理活動が迅速に行われるよう</u>、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要なとなる広域処理も含めた<u>災害廃棄物の処理・処分体制の確立</u>を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、<u>沿岸市町がその責務を十分果たせるように</u> <u>必要な技術的援助</u>を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び沿岸市町間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を沿岸市町に対して行う。</p> <hr/> <p>3 地方環境事務所の役割</p> <p>東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、<u>処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める</u>。</p> <p><b>第3 主な措置内容</b></p> <p>2 震災時における応急体制の確保</p> <p>(1) <u>仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等</u></p>	<p><b>津波災害対策編</b> 2-28 <u>災害廃棄物対策</u></p> <p><b>第28節 災害廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模地震発生後、大量に発生する<u>災害廃棄物</u>(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、沿岸市町及び関係機関は、<u>廃棄物処理施設の耐震化等</u>を図るとともに、<u>廃棄物処理活動が迅速に行われるよう</u>、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要なとなる広域処理も含めた<u>災害廃棄物の処理</u> <u>体制の確立</u>を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、<u>あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき</u>、<u>沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう</u> <u>必要な技術的援助</u>を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び沿岸市町間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を沿岸市町に対して行う。</p> <p><u>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p>3 地方環境事務所の役割</p> <p>東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、<u>処理</u> <u>に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める</u>。</p> <p><b>第3 主な措置内容</b></p> <p>2 震災時における応急体制の確保</p> <p>(1) <u>仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処</u></p>	<p>表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正 防災基本計画の修正 表現の修正 防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
	<p>_____について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</p> <p>(2) し尿、生活ごみ及びびがれきの広域的な処理計画を作成すること。</p> <p>(3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備_____すること。</p>	<p>理を含めた災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</p> <p>_____</p> <p>(2) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</p>	<p>修正</p>

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																
<p>177</p> <p>178</p> <p>180</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第2 緊急地震速報</b></p> <p>2 緊急地震速報の伝達 (略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急__速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。</p> <p><b>第3 津波警報等の伝達</b></p> <p>1 県の対応</p> <p>県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>2 沿岸市町の対応 (略)</p> <p>注)二重線の経路は、_____特別警報が発表された際に、<u>通知</u>もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p><b>第4 地震・津波情報</b></p> <p>1 情報の種類</p> <p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の発表等</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="264 1091 1061 1401"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> </tbody> </table>		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第2 緊急地震速報</b></p> <p>2 緊急地震速報の伝達 (略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急<u>地震速報</u>を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。</p> <p><b>第3 津波警報等の伝達</b></p> <p>1 県の対応</p> <p>県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>2 沿岸市町の対応 (略)</p> <p>注)二重線の経路は、<u>気象業務法第15条の2によって特別警報の</u>_____通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p><b>第4 地震・津波情報</b></p> <p>1 情報の種類</p> <p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の発表等</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1151 1091 1948 1401"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻<u>や</u>津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> </tbody> </table>		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻 <u>や</u> 津波の到達予想時刻を発表	<p>誤記の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
	情報の種類	発表内容																	
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表																	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																	
	情報の種類	発表内容																	
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表																	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻 <u>や</u> 津波の到達予想時刻を発表																	



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																											
197	<p>(略)</p> <p><b>第4 沿岸市町の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>による広報</p>	<p>(略)</p> <p><b>第4 沿岸市町の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による広報</p>	<p>防災基本計画の修正</p>																																											
200	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課、消防課執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては2階講堂に移設する。また、各支部についても設置場所について定めておく。</p> <p>配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備基準</th> <th>(略)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 県内で震度4の地震が観測されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。</td> <td></td> <td>4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> <tr> <td>6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td></td> <td>5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必</td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	(略)	備考	災害対策警戒配備要領による警戒配備	(略)	(略)	(略)	2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。			3 県内で震度4の地震が観測されたとき。			4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。			5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。		4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課、消防課執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては2階講堂に移設する。また、各支部についても設置場所について定めておく。</p> <p>配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備基準</th> <th>(略)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内で震度4の地震が観測されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大雨、洪水、<u>          </u>等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) <u>          </u> (警戒事項：火口周辺危険若しくは <u>          </u> 入山危険)が発表されたとき。</td> <td></td> <td>4 特別警報発表時における特別警報発表地域（津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、<u>配備編成計画</u>に基づくものとする。</td> </tr> <tr> <td>5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td></td> <td>5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	(略)	備考	災害対策警戒配備要領による警戒配備	(略)	(略)	(略)	2 県内で震度4の地震が観測されたとき。			3 大雨、洪水、 <u>          </u> 等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。			4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) <u>          </u> (警戒事項：火口周辺危険若しくは <u>          </u> 入山危険)が発表されたとき。		4 特別警報発表時における特別警報発表地域（津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、 <u>配備編成計画</u> に基づくものとする。	5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	<p>時点修正</p>
	配備基準	(略)	備考																																											
災害対策警戒配備要領による警戒配備	(略)	(略)	(略)																																											
	2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。																																													
	3 県内で震度4の地震が観測されたとき。																																													
	4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。																																													
	5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。		4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																											
	6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必																																											
	配備基準	(略)	備考																																											
災害対策警戒配備要領による警戒配備	(略)	(略)	(略)																																											
	2 県内で震度4の地震が観測されたとき。																																													
	3 大雨、洪水、 <u>          </u> 等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。																																													
	4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) <u>          </u> (警戒事項：火口周辺危険若しくは <u>          </u> 入山危険)が発表されたとき。		4 特別警報発表時における特別警報発表地域（津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、 <u>配備編成計画</u> に基づくものとする。																																											
	5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																											



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）				修正後				備考
	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 (略)	(略)	要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。	1号	1 県内に津波注意報が発表されたとき。 (略)	(略)	
5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。			6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。				6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達を行わない)		
6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報(居住地域)(警戒事項：居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。		7 その他特に危機管理監が必要と認めるとき		なお、津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測、大雨等については、特別警報をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達を行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。		5 その他特に危機管理監が必要と認めるとき		6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。	
	非常配備	3号	1 宮城県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 (略)	(略)		非常配備	1 県内に津波警報が発表されたとき。 (略)	(略)	
			2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。				2 県内に特別警報*が発表されたとき。	3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。	
<p>※蔵王山の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報(火口周辺)に該当するため0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。</p>									
213	<b>第5節 災害救助法の適用</b> <b>第3 救助の実施の委任</b> (略) 9 遺体の捜索及び処理				<b>第5節 災害救助法の適用</b> <b>第3 救助の実施の委任</b> (略) 9 死体の捜索及び処理				表現の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
230	<p><b>第9節 消火活動</b>  <b>第5 消防機関の活動</b>                      1 消防本部の活動                      (2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止                      地震・津波による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p>	<p><b>第9節 消火活動</b>  <b>第5 消防機関の活動</b>                      1 消防本部の活動                      (2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止                      地震・津波による火災が発生した場合は、消防団_____を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p>	記述の統一
243	<p><b>第12節 避難活動</b>  <b>第1 目的</b>                      2 避難指示等の対象とする避難行動                      避難指示____又は避難勧告(以下本節において「避難指示等」という。)の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。                      (略)</p> <p><b>第2 津波の警戒</b>                      2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p>	<p><b>第12節 避難活動</b>  <b>第1 目的</b>                      2 避難指示等の対象とする避難行動                      避難指示(緊急)又は避難勧告(以下本節において「避難指示等」という。)の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。                      (略)</p> <p><b>第2 津波の警戒</b>                      2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p>	名称変更
244	<p><b>第3 避難指示等</b>                      (略)                      なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備情報_____</u>及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示_____のみを発令する。</p>	<p><b>第3 避難指示等</b>                      (略)                      なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告</u>は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。</p>	名称変更
245	<p>7 遠地地震の場合の避難勧告等                      (略)沿岸市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備情報_____</u>、避難勧告、避難指示_____の発令を検討するものとする。</p>	<p>7 遠地地震の場合の避難勧告等                      (略)沿岸市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令を検討するものとする。</p>	

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
248	<p><b>第5 避難誘導</b>                      3 (略)                      また、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p><b>第5 避難誘導</b>                      3 (略)                      また、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	名称変更
255	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b>  <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b>                      2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営                      (1) 管理体制                      県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である沿岸市町に管理を委任する。沿岸市町長に委任した場合は、知事と沿岸市町長との間で、<u>管理委託契約</u>を締結する。</p>	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b>  <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b>                      2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営                      (1) 管理体制                      県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である沿岸市町に管理を委任する。沿岸市町長に委任した場合は、知事と沿岸市町長との間で、<u>管理委託協定</u>を締結する。</p>	表現の修正
268	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第4 食料</b>                      2 米穀                      (2) 供給                      ロ 災害救助用米穀</p> <p style="text-align: center;">緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <p>※ → 県を通じて要請する場合      - - -&gt; 県を通じて要請することが困難な場合</p>	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第4 食料</b>                      2 米穀                      (2) 供給                      ロ 災害救助用米穀</p> <p style="text-align: center;">緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <p>※ → 県を通じて要請する場合      - - -&gt; 県を通じて要請することが困難な場合</p>	組織再編に伴う修正



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
280	<p>津波災害対策編 3-2-2 廃棄物処理活動</p> <p><b>第20節 廃棄物処理活動</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。 (略)</p> <p><b>第2 災害廃棄物の処理</b> 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を沿岸市町に助言する。</p> <p><b>第3 処理体制</b> 1 県は、発災直後から、沿岸市町を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等を勘案し、その発生量を推計する。 (新設)</p> <p>2 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。</p> <p>3 沿岸市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。</p> <p>4 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の沿岸市町及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>5 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</p>	<p>津波災害対策編 3-2-2 災害廃棄物処理活動</p> <p><b>第20節 廃棄物処理活動</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。 (略)</p> <p><b>第2 災害廃棄物の処理</b> 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理方法<del>を</del>沿岸市町に助言する。</p> <p><b>第3 処理体制</b> 1 県は、発災直後から、沿岸市町を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等について情報収集を行う。 2 県は、事前に策定する災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 3 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。 4 沿岸市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。 5 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の沿岸市町及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。 6 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の沿岸市町長から要請があり、かつ、当該沿岸市町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該沿岸市町に代わって行うものとする。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
283	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検</p> <p>被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>交通情報モニター</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等</u>で道路利用者へ提供する。</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検</p> <p>被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>道路緊急ダイヤル（＃9910）</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）</u>で道路利用者へ提供する。</p>	<p>表現の修正</p>
296	<p><b>第8 空港施設</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 旅客対策</b></p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p><u>空港管理者</u>及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導</p> <p><u>空港管理者</u>及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保</p> <p><u>空港管理者</u>及び関係者は、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p><b>第8 空港施設</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 旅客対策</b></p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p><u>仙台空港事務所、各航空会社</u>及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導</p> <p><u>仙台国際空港株式会社</u>及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保</p> <p><u>仙台国際空港株式会社</u>及び関係者は、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>情報提供の方法について、新たに明記</p> <p>空港管理者の明確化</p>
300	<p><b>第12 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び沿岸市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p><b>第12 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び沿岸市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理<u>方法</u>を確立するとともに、仮置場、最終処分<u>場</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p>表現の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
303	<p><b>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</b>  <b>第3 下水道施設</b>                      下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。</p>	<p><b>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</b>  <b>第3 下水道施設</b>                      下水道管理者は、災害の発生時ににおいて、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
322	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第2 一般ボランティア</b>                      1 災害ボランティアセンターの設置                      ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。</p>	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第2 一般ボランティア</b>                      1 災害ボランティアセンターの設置                      ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。                      この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考																				
	<p><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p>	<p><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p>																					
325	<p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</b></p> <p><b>4 職員派遣等の要請</b> (略)</p> <p>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、沿岸市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る<u>あつせん</u>に努める。</p>	<p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</b></p> <p><b>4 職員派遣等の要請</b> (略)</p> <p>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、沿岸市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る<u>あつせん</u>を行う。</p>	表現の修正																				
326	<p><b>第 3 災害復旧計画</b></p> <p><b>2 事業計画の策定</b></p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号))</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 河川</td> <td style="width: 50%;">ホ 漁港</td> </tr> <tr> <td>ロ 海岸</td> <td>ヘ 下水道</td> </tr> <tr> <td>ハ 道路</td> <td>ト 講演</td> </tr> <tr> <td>ニ 港湾</td> <td>チ 林地荒廃防止施設</td> </tr> </table>	イ 河川	ホ 漁港	ロ 海岸	ヘ 下水道	ハ 道路	ト 講演	ニ 港湾	チ 林地荒廃防止施設	<p><b>第 3 災害復旧計画</b></p> <p><b>2 事業計画の策定</b></p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号))</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 河川</td> <td style="width: 50%;">ト 道路</td> </tr> <tr> <td>ロ 海岸</td> <td>チ 港湾</td> </tr> <tr> <td>ハ 砂防施設</td> <td>リ 漁港</td> </tr> <tr> <td>ニ 林地荒廃防止施設</td> <td>ヌ 下水道</td> </tr> <tr> <td>ホ 地すべり防止施設</td> <td>ル 公園</td> </tr> <tr> <td>ヘ 急傾斜地崩壊防止施設</td> <td></td> </tr> </table>	イ 河川	ト 道路	ロ 海岸	チ 港湾	ハ 砂防施設	リ 漁港	ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道	ホ 地すべり防止施設	ル 公園	ヘ 急傾斜地崩壊防止施設		記述の統一
イ 河川	ホ 漁港																						
ロ 海岸	ヘ 下水道																						
ハ 道路	ト 講演																						
ニ 港湾	チ 林地荒廃防止施設																						
イ 河川	ト 道路																						
ロ 海岸	チ 港湾																						
ハ 砂防施設	リ 漁港																						
ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道																						
ホ 地すべり防止施設	ル 公園																						
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設																							
327	<p><b>第 4 災害復興計画</b></p> <p><b>2 復興計画の策定</b></p> <p>(1) 沿岸市町の復興計画の策定 (略)</p> <p>また、沿岸市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律 _____ を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により _____、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p><b>第 4 災害復興計画</b></p> <p><b>2 復興計画の策定</b></p> <p>(1) 沿岸市町の復興計画の策定 (略)</p> <p>また、沿岸市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律 (平成 25 年法律第 55 号) を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によっ</p>	記述の統一																				
329	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p><b>2 対象世帯</b></p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯 (略)</p>	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 4 被災者生活再建支援制度</b></p> <p><b>2 対象世帯</b></p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯</p>	表現の修正																				



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考														
	<p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)</p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p>記述の統一</p>														
<p>331</p> <p>332</p>	<p><b>第6 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子及び寡婦福祉資金                  県は、被災沿岸市町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p> <p><b>第9 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免                  被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、<u>災害により受けた被害の程度により、</u> 国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。</p> <p>県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。</p> <p>※ 国民健康保険税(料)の減免の基準</p> <p>イ 災害により障害者となったとき 9/10を減免</p> <p>ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき                  被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。</p> <table border="1" data-bbox="181 1086 1050 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得額</th> <th colspan="2">住宅又は家財の損害</th> </tr> <tr> <th>3/10以上5/10未満</th> <th>5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>② 500万円超</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>③ 750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免                  被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。</p>	合計所得額	住宅又は家財の損害		3/10以上5/10未満	5/10以上	① 500万円以下	1/2	10/10	② 500万円超	1/4	1/2	③ 750万円超	1/8	1/4	<p><b>第6 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金                  県は、被災沿岸市町との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p> <p><b>第9 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免                  被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、<u>保険者である各市町村の判断で国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。</u></p> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免                  被災市町村は、国民健康保険税(料)の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免することができる。</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の適正化</p>
合計所得額	住宅又は家財の損害																
	3/10以上5/10未満	5/10以上															
① 500万円以下	1/2	10/10															
② 500万円超	1/4	1/2															
③ 750万円超	1/8	1/4															

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
	<p>一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。</p> <p>県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考				
	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略）</p> <p>そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練____の充実，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>3 7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p>大規模災害発生時には，____大量の災害廃棄物____が____発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略）</p> <p>そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や研修の充実，避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p>大規模災害発生時には，災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し，救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。（略）</p>	<p>防災基本計画の修正</p>				
9	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1" data-bbox="183 842 1048 959"> <tr> <td data-bbox="183 842 376 959">市町村</td> <td data-bbox="376 842 1048 959">(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>(略)</p>	市町村	(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1" data-bbox="1079 842 1944 959"> <tr> <td data-bbox="1079 842 1272 959">市町村</td> <td data-bbox="1272 842 1944 959">(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>(略)</p>	市町村	(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設	<p>名称変更</p>
市町村	(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備情報の発表並びに避難所等の開設						
市町村	(略) (6) 避難の指示，勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設						
10	<table border="1" data-bbox="183 1027 1048 1324"> <tr> <td data-bbox="183 1027 376 1324">東北地方整備局</td> <td data-bbox="376 1027 1048 1324">(略) (3) 一般国道区間の維持修繕工事，除雪等の維持その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道区間の交通確保 (略)</td> </tr> </table>	東北地方整備局	(略) (3) 一般国道区間の維持修繕工事，除雪等の維持その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道区間の交通確保 (略)	<table border="1" data-bbox="1079 1027 1944 1324"> <tr> <td data-bbox="1079 1027 1272 1324">東北地方整備局</td> <td data-bbox="1272 1027 1944 1324">(略) (3) 直轄道路の新設，改修，維持修繕，除雪等その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び直轄道路____の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路____の交通確保 (略)</td> </tr> </table>	東北地方整備局	(略) (3) 直轄道路の新設，改修，維持修繕，除雪等その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び直轄道路____の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路____の交通確保 (略)	<p>記述の統一</p>
東北地方整備局	(略) (3) 一般国道区間の維持修繕工事，除雪等の維持その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道区間の交通確保 (略)						
東北地方整備局	(略) (3) 直轄道路の新設，改修，維持修繕，除雪等その他の管理 (略) (5) 直轄河川及び直轄道路____の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路____の交通確保 (略)						
11							

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
14	東京航空局仙台 空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用_____	東京航空局仙台 空港事務所 (略) (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助	仙台国際空港の 民営化に伴う修 正
	公益社団法人 宮城県医師会 災害時における医療救護活動	公益社団法人 宮城県医師会 災害時における医療救護活動	平成28年3月22 日付けで指定地 方公共機関に指 定
	_____	一般社団法人宮 城県歯科医師会 (1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認	
17	<b>第3節 県の状況</b> <b>第2 地 勢</b> 4 気 象 (略) また、東に広がる三陸沖では、日本の_____を北上する黒潮からの暖水と千島列島に沿って南下する親潮からの冷水が複雑に入り混じった海域（混合域）となっている。	<b>第3節 県の状況</b> <b>第2 地 勢</b> 4 気 象 (略) また、東に広がる三陸沖では、日本の南を北上する黒潮からの暖水と千島列島に沿って南下する親潮からの冷水が複雑に入り混じった海域（混合域）となっている。	
18	7 交 通 (1) 道 路 本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,380.0km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,175.3km)、一般県道(1,127.6km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,248.9km)で構成されており、総延長は平成26年3月末現在で24,931.8kmとなっている。  (2) 鉄 道 (略) 営業キロは平成27年5月末現在で新幹線124.8km、在来線423.7kmに及んでいる。 また、その他の私鉄については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km) 仙台市地下鉄については、仙台市内に_____南北線(営業キロ14.8km) _____東西線(営業キロ13.9km) が走っている(平成27年12月6日現在)。	7 交 通 (1) 道 路 本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,385.3km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,171.7km)、一般県道(1,135.9km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,440.2km)で構成されており、総延長は平成27年3月末現在で25,133.1kmとなっている。  (2) 鉄 道 (略) 営業キロは平成28年3月末現在で新幹線124.8km、在来線423.4kmに及んでいる。 また、その他の私鉄については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km)、市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線(営業キロ14.8km)、地下鉄東西線(営業キロ13.9km) が走っている。_____	時点修正  時点修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
19	<p>(4) 港湾 (略)</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成25年で4,533万トン，うち外国貿易貨物取扱量は1,286万トンである。</p>	<p>(4) 港湾 (略)</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成26年で4,703万トン，うち外国貿易貨物取扱量は1,407万トンである。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
26	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 風水害等に強い県土づくり</b></p> <p><b>第1 水害予防対策</b></p> <p><b>3 県土保全事業施行</b></p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ハ 水害に強いまちづくりモデル事業</p> <p>昭和61年8月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組として、洪水はん濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道346号バイパスとの共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第1節 風水害等に強い県土づくり</b></p> <p><b>第1 水害予防対策</b></p> <p><b>3 県土保全事業施行</b></p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ハ 水害に強いまちづくりモデル事業</p> <p>昭和61年8月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組として、洪水氾濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道346号バイパスとの共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。</p>	<p>水防法の一部改正により、「氾濫」に統一</p>
27	<p><b>5 気象、水像等の観測</b></p> <p>災害時はもとより、常時__河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 気象、水位等の観測</b></p> <p>災害時はもとより、常時__河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。</p> <p>(略)</p>	
28	<p><b>8 水防計画の作成</b></p> <p>(略)</p> <p>(8) 他の水防機関との協力及び応援体制(河川管理者_____の同意及び協力を含む)</p>	<p><b>8 水防計画の作成</b></p> <p>(略)</p> <p>(8) 他の水防機関との協力及び応援体制(河川管理者又は下水道管理者の同意及び協力を含む)</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
28	<p><b>9 ____浸水想定区域</b></p> <p>(略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川_____において、_____河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を____浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>また、_____浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な____もの、要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円</p>	<p><b>9 洪水浸水想定区域</b></p> <p>(略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>また、市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る____必要があるもの、要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で</p>	<p>表現の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
31	<p>滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの_____）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、_____当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>_____浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報_の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地_について住民_に周知させるように努める_____。</p> <p><b>第3 土砂災害</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民_____に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。</p> <p><b>3 土砂災害対策の推進</b></p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握</p> <p>(略) また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及_啓発に努める。</p> <p>(4) 土地利用の適正化</p> <p>県は、<u>土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものと認める場合には、これらの施設の名称及び所在地、<u>並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</u></p> <p><u>なお、洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>第3 土砂災害</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。</p> <p><b>3 土砂災害対策の推進</b></p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握</p> <p>(略) また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。</p> <p><u>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</u></p> <p>(略)</p> <p>仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(4) 土地利用の適正化</p> <p>県は、<u>土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>記述の統一</p> <p>改行</p> <p>誤記の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
33	<p>4 地すべり等防止事業</p> <p>（略）本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66地区約2,385.34haに及んでいる。</p>	<p>4 地すべり等防止事業</p> <p>（略）本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66地区約2,294.62haに及んでいる。</p>	時点修正
34	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>（略）</p> <p>本県のかけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、370箇所を指定しており、指定面積は483.525haに及んでいる</p>	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>（略）</p> <p>本県のかけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、370箇所を指定しており、指定面積は483.755haに及んでいる</p>	時点修正
34	<p>6 砂防施設</p> <p>（略）</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,505箇所(約7,228ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	<p>6 砂防施設</p> <p>（略）</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,509箇所(約7,271ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	時点修正
39	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p>3 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p><u>洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽のため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。</u></p> <p><u>また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める</u></p>	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p>3 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p><u>洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u></p> <p><u>また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。</u></p>	<p>全国統一の取り組みとして定義付けされたため修正。</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																
43	<p><b>第7 火山災害予防対策</b></p> <p><b>1 目的</b> 火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客_____等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。</p> <p><b>2 現況</b> (1) 県内の活火山 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。 県内では下記3火山が活火山として定義されている。</p> <table border="1" data-bbox="179 683 981 858"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>市 町 村 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td> <td>栗原市</td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市</td> </tr> <tr> <td>鳴子</td> <td>大崎市, 栗原市, 加美町</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、火山噴火予知連絡会は平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として47火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。</p>	火山名	市 町 村 名	栗駒山	栗原市	蔵王山	蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市	鳴子	大崎市, 栗原市, 加美町	<p><b>第7 火山災害予防対策</b></p> <p><b>1 目的</b> 火山の噴火その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。</p> <p><b>2 現況</b> (1) 県内の活火山 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。 県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として、県内では栗駒山、蔵王山を選定している。</p> <table border="1" data-bbox="1075 683 1877 858"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>市 町 村 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td> <td>栗原市</td> </tr> <tr> <td>鳴子</td> <td>大崎市, 栗原市, 加美町</td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	市 町 村 名	栗駒山	栗原市	鳴子	大崎市, 栗原市, 加美町	蔵王山	蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市	<p>表現の修正 防災基本計画の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>記述の統一</p>
火山名	市 町 村 名																		
栗駒山	栗原市																		
蔵王山	蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市																		
鳴子	大崎市, 栗原市, 加美町																		
火山名	市 町 村 名																		
栗駒山	栗原市																		
鳴子	大崎市, 栗原市, 加美町																		
蔵王山	蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市																		
44	<p>(2) 火山の概要 <u>ハ</u> 蔵王山 (略) <u>ロ</u> 鳴子 (略) 溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第4版)による)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 火山の概要 <u>ロ</u> 鳴子 (略) 溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第4版)による) なお、仙台管区気象台では、広域地震観測網により監視を行っている。 <u>ハ</u> 蔵王山 (略)</p> <p><b>3 火山災害の要因</b> 火山活動に伴い生じる災害は多岐にわたる。予想される現象及び警戒すべき被害は下記のとおりである。</p>	<p>記述の統一</p>																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 248 1220 280">火山活動</th> <th data-bbox="1220 248 1944 280">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 300 1220 512"> <p><u>大きな噴石</u></p> </td> <td data-bbox="1220 300 1944 512"> <p><u>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</u></p> <p><u>被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 520 1220 799"> <p><u>火砕流（火砕サージを含む）</u></p> </td> <td data-bbox="1220 520 1944 799"> <p><u>規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。</u></p> <p><u>また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。（避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 807 1220 967"> <p><u>融雪型火山泥流</u></p> </td> <td data-bbox="1220 807 1944 967"> <p><u>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 975 1220 1038"> <p><u>溶岩流</u></p> </td> <td data-bbox="1220 975 1944 1038"> <p><u>マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅い。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1046 1220 1366"> <p><u>小さな噴石・火山灰</u></p> </td> <td data-bbox="1220 1046 1944 1366"> <p><u>噴火により噴出した小さな固形物が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的な噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</u></p> <p><u>火山灰は、時には数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	火山活動	概要	<p><u>大きな噴石</u></p>	<p><u>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</u></p> <p><u>被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。</u></p>	<p><u>火砕流（火砕サージを含む）</u></p>	<p><u>規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。</u></p> <p><u>また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。（避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</u></p>	<p><u>融雪型火山泥流</u></p>	<p><u>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</u></p>	<p><u>溶岩流</u></p>	<p><u>マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅い。</u></p>	<p><u>小さな噴石・火山灰</u></p>	<p><u>噴火により噴出した小さな固形物が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的な噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</u></p> <p><u>火山灰は、時には数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</u></p>	<p>火山活動により生じる災害について、新たに定義。</p>
火山活動	概要														
<p><u>大きな噴石</u></p>	<p><u>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</u></p> <p><u>被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。</u></p>														
<p><u>火砕流（火砕サージを含む）</u></p>	<p><u>規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。</u></p> <p><u>また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。（避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</u></p>														
<p><u>融雪型火山泥流</u></p>	<p><u>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</u></p>														
<p><u>溶岩流</u></p>	<p><u>マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅い。</u></p>														
<p><u>小さな噴石・火山灰</u></p>	<p><u>噴火により噴出した小さな固形物が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的な噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</u></p> <p><u>火山灰は、時には数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</u></p>														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考													
44	<p>(新設)</p> <p><b>3 防災事業等の推進</b>                      (1) 防災体制の整備等                      イ 火山防災協議会                      _____ 県及び関係市町は、 _____                      _____                      _____ 国、公共機関、火山_専門家、                      その他観光関係団体_と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議                      会等(以下「火山防災協議会」という。)を設置するなど、平常時から相互に連携し、防                      災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会 _____ の                      _____ を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。                      また、火山防災協議会は、以下の事項について協議し、その構成員は、その協議の結                      果を尊重しなければならない。</p>	<table border="1" data-bbox="1072 215 1942 454"> <tr> <td data-bbox="1072 215 1220 327">火山ガス</td> <td data-bbox="1220 215 1942 327">火山口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 327 1220 454">火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流</td> <td data-bbox="1220 327 1942 454">火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。</td> </tr> </table> <p><b>4 防災事業等の推進</b>                      (1) 火山災害警戒地域の指定                      活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）に                      基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備                      すべき地域は、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定される。                      宮城県に關係する火山で、警戒地域に指定されているのは、以下の地域である。</p> <table border="1" data-bbox="1072 707 1942 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 707 1366 738">火山名</th> <th data-bbox="1366 707 1655 738">県名</th> <th data-bbox="1655 707 1942 738">市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 738 1366 818">栗駒山</td> <td data-bbox="1366 738 1655 818">宮城県、岩手県、秋田県</td> <td data-bbox="1655 738 1942 818">栗原市、一関市、湯沢市、 東鳴瀬村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 818 1366 898">蔵王山</td> <td data-bbox="1366 818 1655 898">宮城県、山形県</td> <td data-bbox="1655 818 1942 898">蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、 山形市、上市市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防災体制の整備等                      イ 火山防災協議会                      活火山法第4条に基づき、警戒区域の指定を受けた県及び市町村は、火山ごとに火山                      防災協議会を共同で設置することとなり、平成28年10月現在、栗駒山及び蔵                      王山で火山防災協議会が設置されている。                      火山防災協議会は、關係する各県の知事や市町村長、仙台管区气象台、東北地方整備                      局、自衛隊、警察、消防機関、火山の専門家、その他観光関係団体等の検討に必要な様々                      な者を加え、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に                      応じて、検討事項ごとに部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する                      体制整備に努める。                      また、火山防災協議会は、以下の事項について協議し、その構成員は、その協議の結                      果を尊重しなければならない。</p>	火山ガス	火山口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。	火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。	火山名	県名	市町村名	栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、 東鳴瀬村	蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、 山形市、上市市	<p>火山災害警戒地 域について明記</p> <p>活火山法の改正 及び防災基本計 画の修正</p>
火山ガス	火山口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。															
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。															
火山名	県名	市町村名														
栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、 東鳴瀬村														
蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、 山形市、上市市														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
45	<p>(イ) 噴火シナリオ(噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示したもの)</p> <p>(ロ) 火山ハザードマップ</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>(ニ) 具体的な避難計画</p> <p>(ホ) 観光客等への情報発信方策</p> <p>(ヘ) 避難手段や避難経路の確保方策(退避施設の必要性の検討を含む)</p> <p>(ト) 情報伝達の充実方策</p> <p>(チ) 火山活動情報の収集・提供</p> <p>(リ) その他関係者と連携した取組み</p> <p>また、火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。</p> <p>ロ 県</p> <p>(イ) 防災知識の普及啓発</p> <p>県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。</p> <p>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>県は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。</p> <p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握</p> <p>県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、レストハウスの管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。</p>	<p>(イ) 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること</p> <p>(ロ) 噴火シナリオ(噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示したもの)に関すること</p> <p>(ハ) 火山ハザードマップに関すること</p> <p>(ニ) 噴火警戒レベルに関すること</p> <p>(ホ) 避難手段や避難経路等を具体的に示した避難計画の策定に関すること</p> <p>(ヘ) 住民、観光客及び登山者等への情報提供に関すること</p> <p>(ト) 通信事業者と連携した情報伝達充実方策</p> <p>(チ) 県及び市町村の地域防災計画に定める事項に係る意見聴取に関すること</p> <p>(リ) 防災訓練等の活動に関すること</p> <p>(ヌ) 火山防災意識の啓発に関すること</p> <p>(ル) 避難施設の整備や装備品の備蓄に関すること</p> <p>(ヲ) その他必要と認められること</p> <p>また、火山防災協議会は、観光客や登山者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。</p> <p>ロ 県</p> <p>(イ) 防災知識の普及啓発</p> <p>県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。</p> <p>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>県は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる観光客や登山者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。</p> <p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握</p> <p>県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、レストハウスの管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届(登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。)の積極的な提出の呼びかけ等により、登山者等に関する情報の把握に努める。</p>	<p>記述の統一</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																
46	<p>ハ 市町村</p> <p>(イ) 防災知識の普及 関係市町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民_____に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。 (略)</p> <p>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発 市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる_____登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。</p> <p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 関係市町は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、_____登山者等に関する情報の把握に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ハ 市町村</p> <p>(イ) 防災知識の普及 市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。 (略)</p> <p>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発 市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる観光客や登山者_____に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。</p> <p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 市町村は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>登山届の積極的な提出の呼びかけ等により</u>登山者等に関する情報の把握に努める。</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>																
	<p>(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(ハ) 噴火予報 仙台管区気象台が、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏(平常)な状態が続く場合に発表する。</p>	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(ハ) 噴火予報 仙台管区気象台が、噴火警報を解除する場合等に発表する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の統一</p>																
47	<p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域 <u>厳重警戒</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	発表基準	警戒事項等			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 <u>厳重警戒</u>	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動の状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>キーワード</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>居住地域 厳重警戒</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	キーワード	火山活動の状況			居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	<p>記述の統一</p>
(略)	(略)	発表基準	警戒事項等																
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 <u>厳重警戒</u>																
(略)	(略)	キーワード	火山活動の状況																
		居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）				修正後				備考
48		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険		入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される		蔵王山の噴火警戒レベルの導入に伴う修正  記述の統一	
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険		火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される			
	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山であることに留意		活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）				
<p>(二) 噴火警戒レベル</p> <p>(略) なお、噴火警戒レベルは、県や市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。平成27年11月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p>	<p>(二) 噴火警戒レベル</p> <p>(略) 噴火警戒レベルは、宮城県内の活火山では蔵王山に運用されている。</p>								
<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p>	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動の状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p>								
(略)	(略)	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)	(略)	(略)	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況		
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)		レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される			
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合	レベル4 (避難準備)		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される			
		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)		レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される			
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される			
		予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考								
	<p>(ホ) 降灰予報</p> <p>② 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。</li> <li>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を明示する。</li> </ul> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</li> <li>・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や市町村ごとの降灰開始時刻を明示する。</li> </ul> <p>(へ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p>	<table border="1" data-bbox="1070 213 1908 400"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>れる</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>レベル1（活火山であることに留意）</td> <td>火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）</td> </tr> </table> <p>(ホ) 降灰予報</p> <p>② 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。</li> <li>・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</li> <li>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> <li>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行うて発表。</li> <li>・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</li> <li>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> <li>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</li> </ul> <p>(へ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山の状況に関する解説情報は、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報で、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する。なお、臨時に発表する際はその旨を情報内に明示する。</p>				れる			レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>表現の修正</p>
			れる								
		レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ）								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
49	<p>(略)</p> <p>③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、_____毎週金曜日に発表する。</p> <p>④ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、_____毎月上旬に発表する。</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を<u>直ちに</u>発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の通知及び伝達 (イ) 噴火警報等（噴火速報・<u>臨時の解説情報</u>を含む） a 通報及び伝達の内容 (a) 仙台管区气象台 <u>火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する警報等を知事に通知及び伝達する。</u> _____ _____ (b) 宮城県 仙台管区气象台から_____通知及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。 (c) 市町村 知事から_____通報を受けたときは、<u>通報に係る事項を</u> _____関係機関、住民及び登山者その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。 _____ _____</p>	<p>(略)</p> <p>③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則として</u>毎週金曜日に発表する。</p> <p>④ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則として</u>毎月上旬に発表する。</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を_____発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達 (イ) 噴火警報等（噴火速報・<u>臨時に発表する火山の状況に関する解説情報</u>を含む） a 通報及び伝達の内容 (a) 仙台管区气象台 <u>仙台管区气象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。また、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルの運用を行う。</u> (b) 宮城県 仙台管区气象台から<u>噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達</u>を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。 (c) 市町村 知事から<u>噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達</u>を受けたときは、<u>伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、</u>関係機関、住民及び登山者その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。 <u>なお、特別警報にあたる噴火警報（蔵王山では噴火警戒レベル4以上、栗駒山、鳴子では「噴火警報（居住地域）」の伝達を受けた場合には、直ちに住民、登山者等へ伝達する。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>噴火警報等を中心とした記述に修正。</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
49	<p>(3) 異常現象の通報</p> <p>火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報する。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 異常現象の通報</p> <p>火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報する。また、市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。</p> <p>(略)</p>	
50	<p>リ 市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。</p> <p>(4) 二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) 二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p><b>5 警戒避難体制の整備等</b></p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルの設定を推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画を住民等へ周知する。</p> <p>また、市町村は、各火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画において下記の事項を定める。</p> <p>イ 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項</p> <p>ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>ハ 避難場所及び避難経路に関する事項</p> <p>ニ 火山現象に係る避難訓練に関する事項</p> <p>ホ 救助に関する事項</p> <p>ヘ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地</p> <p>ト その他必要な警戒体制に関する事項</p>	<p>避難計画の策定について明記</p>





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

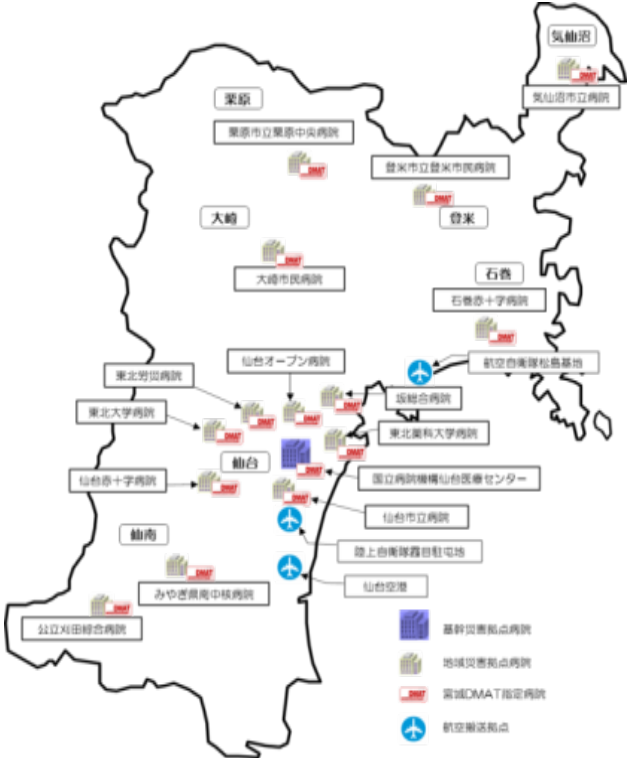
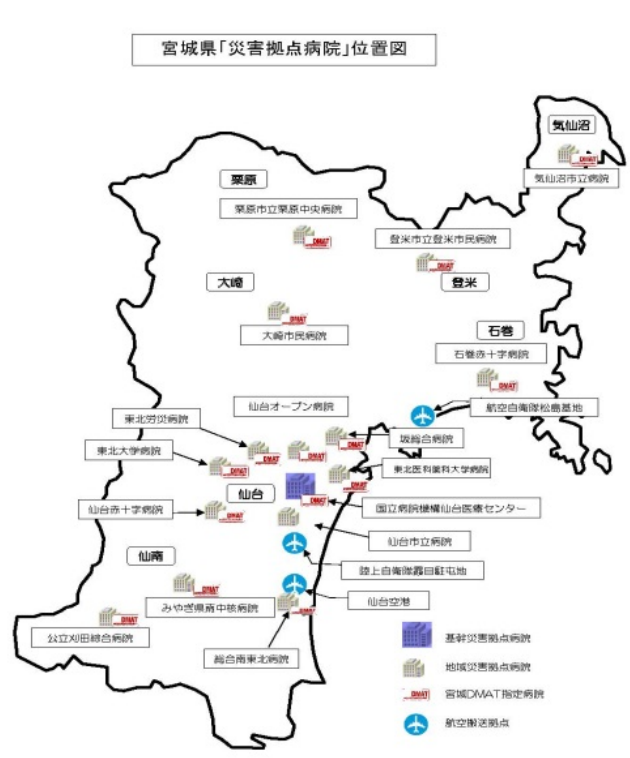
頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
75	<p><b>第7節 地域における防災体制</b></p> <p><b>第4 自主防災組織の活動</b></p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>市町村長の避難勧告・避難指示_____又は警察官等からの避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p>	<p><b>第7節 地域における防災体制</b></p> <p><b>第4 自主防災組織の活動</b></p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>市町村長の避難勧告・避難指示(緊急)又は警察官等からの避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p>	名称変更
81	<p><b>第9節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>	<p><b>第9節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等_____に協力するよう努める。</p>	表現の修正
82	<p>(4) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p> <p>(略) また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p> <p>(略) また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、<u>避難確保・浸水防止計画の作成に際しては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正
88	<p><b>第10節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p><b>10 地域住民等に対する通信手段の整備</b></p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	<p><b>第10節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p><b>10 地域住民等に対する通信手段の整備</b></p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	防災基本計画の修正



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																					
108 109	<p><b>第13節 相互応援体制の整備</b>  <b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b>                      4 相互応援体制の強化充実                      (5) 他都道府県被災時の応援体制                      県は、他都道府県において災害が発生した際には、<u>応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。</u></p>	<p><b>第13節 相互応援体制の整備</b>  <b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b>                      4 相互応援体制の強化充実                      (5) 他都道府県被災時の応援体制                      県は、他都道府県において災害が発生した際には、「<u>宮城県災害時広域応援計画</u>」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、<u>効率的な広域応援を行う。</u></p>	「宮城県災害時広域応援計画」の反映																					
114 115	<p><b>第14節 医療救護体制の整備</b>  <b>第2 医療救護体制の整備</b>                      1 県の役割                      (3) 地域災害医療支部                      (略)                      ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)                      イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	<p><b>第14節 医療救護体制の整備</b>  <b>第2 医療救護体制の整備</b>                      1 県の役割                      (3) 地域災害医療支部                      (略)                      ロ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域災害医療支部名</th> <th>設置場所</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南支部</td> <td>仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)</td> <td>白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)</td> <td>塩竈市、<u>          </u>多賀城市、<u>          </u> <u>          </u>富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村</td> </tr> <tr> <td>岩沼支部</td> <td>仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)</td> <td>岩沼市、名取市、亶理町、山元町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)                      イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p>	地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村	仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、 <u>          </u> 多賀城市、 <u>          </u> <u>          </u> 富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市、名取市、亶理町、山元町	<p>市制移行に伴う市町村の表記順の修正</p> <p>記述の統一</p>
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																						
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町																						
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村																						
地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村																						
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町																						
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、 <u>          </u> 多賀城市、 <u>          </u> <u>          </u> 富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村																						
岩沼支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所 岩沼支所)	岩沼市、名取市、亶理町、山元町																						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																						
116	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院__</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院__	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院	時点修正
	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																						
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																							
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院																							
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北____薬科大学病院, 坂総合病院__																							
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																							
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																							
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院																							
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院																							
<p>(略)</p> <p>(宮城県災害拠点病院位置図)</p> 	<p>(略)</p> <p>(宮城県災害拠点病院位置図)</p> 																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
120	<p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成27年3月現在)</p> <p>医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月現在)</p> <p>医療機関 141, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>
122	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品, 衛生材料, 医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 市町村は、(一社)宮城県薬剤師会支部(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、<u>関係機関と連携し、</u> <u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に努める。</u></p>	<p><b>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</b></p> <p>1 医薬品, 衛生材料, 医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(3) 市町村は、<u>地域薬剤師会(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)</u>と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p><b>第6 心のケア体制の整備</b></p> <p>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、<u>災害発生時には、</u> <u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部を庁内に設置し、有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い、速やかにDPATを被災地に派遣する。</u></p>	<p>記述の統一</p> <p>表現の修正</p>
127	<p><b>第16節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難誘導体制</b></p> <p>県及び市町村は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、<u>避難指示又は避難勧告</u> <u>を行う</u> <u>基準を設定する。</u></p>	<p><b>第16節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難誘導体制</b></p> <p>県及び市町村は、<u>避難勧告等</u>について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、<u>あらかじめ、</u> <u>避難勧告等の発令区域やタイミングを</u> <u>設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
129	<p>また、_____指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。_____</p> <hr/> <p><b>第5 避難路等の整備</b></p> <p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。_____</p> <hr/> <hr/>	<p>また、<u>市町村は</u>、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。<u>この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。</u></p> <p><b>第5 避難路等の整備</b></p> <p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
133	<p><b>第9 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(2) 避難路及び避難経路、誘導方法</p> <p>(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員</p>	<p><b>第9 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(2) 避難路及び避難経路、誘導方法</p> <p>(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員</p>	<p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
133	<p>(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員            なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）を参考とする。</p> <p><b>第10 避難に関する広報</b>            市町村は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。_____</p> <p>(略)</p> <p>また、避難勧告及び避難指示_____のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備情報</u>_____を伝達するよう努める。</p> <p>また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。</p>	<p>(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員            なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）を参考とする。</p> <p><b>第10 避難に関する広報</b>            市町村は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、<u>河川近傍や浸水深の大きい区域</u>については、「<u>早期に立ち退きが必要な区域</u>」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達するよう努める。</p> <p>また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や<u>雨水出水</u>による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>名称変更</p> <p>表現の修正</p>
136	<p><b>第17節 避難受入れ対策</b>  <b>第2 避難所の確保</b>            6 避難所の運営・管理            _____</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努める_____こと。</p> <p>(5) 運営に必要な事項について_____あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p>	<p><b>第17節 避難受入れ対策</b>  <b>第2 避難所の確保</b>            6 避難所の運営・管理  <u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るよう努める。</u></p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、<u>住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。</u></p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（平成28年4月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p>	<p>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定を反映</p> <p>防災基本計画の修正</p>
138	<p><b>第4 避難所における愛護動物の対策</b>            市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、</p>	<p><b>第4 避難所における愛護動物の対策</b>            市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、</p>	<p>同行避難者の受</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。	衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。	入れと、飼い主への普及啓発事項について明記
144	<p><b>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b></p> <p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>1 食料の調達、供給活動関係</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b></p> <p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>1 食料の調達、供給活動関係</p> <p>(4) 国・他都道府県からの調達</p> <p>イ 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。</p> <p>(略)</p>	平成27年10月の組織再編に伴う名称変更
159	<p><b>第21節 廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模災害発生後、大量に発生する____廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、____処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、____市町村がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p>	<p><b>第21節 災害廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、<u>廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、</u>廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理____体制の確立を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が<u>適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるような</u>必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																	
176	<p>(1) 施設の状況  <u>仙台市地下鉄南北線の営業路線は、</u> <u>泉中央駅から富沢駅までの14.8km</u>  <u>である。(略)</u></p> <p>イ 車両の現況            地下鉄南北線<u>車両に仕様している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。</u>  <u>在庫車両一覧表(平成24年4月現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="259 504 999 652"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>制御車</th> <th>電動車</th> <th>合計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1000系</u></td> <td><u>4両</u></td> <td><u>4両</u></td> <td><u>8両</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1000N系</u></td> <td><u>38両</u></td> <td><u>38両</u></td> <td><u>76両</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 電気設備の概要            災害時の照明及び最低限必要な動力（排水ポンプ、防災設備等）用電源を確保するため、<u>北仙台変電所及び長町南変電所、</u>  <u>に非常用発電装置を設置している。</u></p> <p>(2) 災害の予防            イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発            鉄道施設内に風速計を設置しているほか、警報、注意報等については、(一財)気象業務支援センターから<u>ファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。</u>            (略)            事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、<u>高速電車部全体の総合防災訓練を実施している。</u></p> <p>ロ 安全な運行管理と車両等の安全性の確保            (略)            各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び<u>指令室においてモニターテレビによって監視している。</u></p>	形式	制御車	電動車	合計	備考	<u>1000系</u>	<u>4両</u>	<u>4両</u>	<u>8両</u>		<u>1000N系</u>	<u>38両</u>	<u>38両</u>	<u>76両</u>		<p>(1) 施設の状況  <u>仙台市地下鉄</u> の営業路線は、<u>南北線の泉中央駅から富沢駅までの14.8km、</u>  <u>東西線の八木山動物公園駅から荒井駅までの13.9kmである。(略)</u></p> <p>イ 車両の現況            地下鉄南北線・東西線車両に仕様している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。  <u>在庫車両一覧表(平成28年2月現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 504 1904 727"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>南北線</u></td> <td><u>型式</u></td> <td><u>制御車</u></td> <td><u>電動車</u></td> <td><u>合計</u></td> </tr> <tr> <td><u>1000N系</u></td> <td><u>42両</u></td> <td><u>42両</u></td> <td><u>84両</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>東西線</u></td> <td><u>型式</u></td> <td><u>電動制御車</u></td> <td><u>電動車</u></td> <td><u>合計</u></td> </tr> <tr> <td><u>2000系</u></td> <td><u>30両</u></td> <td><u>30両</u></td> <td><u>60両</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 電気設備の概要            災害時の照明及び最低限必要な動力（排水ポンプ、防災設備等）用電源を確保するため、<u>南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青山変電所及び御町変電所に非常用発電装置を設置している。</u></p> <p>(2) 災害の予防            イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発            鉄道施設内に風速計を設置しているほか、警報、注意報等については、(一財)気象業務支援センターから<u>Eメールで総合指令所に送信されることとなっている。</u>            (略)            事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、<u>鉄道管理部・鉄道技術部全体の総合防災訓練を実施している。</u></p> <p>ロ 安全な運行管理と車両等の安全性の確保            (略)            各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び<u>総合指令所においてITVによって監視している。</u></p>	<u>南北線</u>	<u>型式</u>	<u>制御車</u>	<u>電動車</u>	<u>合計</u>	<u>1000N系</u>	<u>42両</u>	<u>42両</u>	<u>84両</u>	<u>東西線</u>	<u>型式</u>	<u>電動制御車</u>	<u>電動車</u>	<u>合計</u>	<u>2000系</u>	<u>30両</u>	<u>30両</u>	<u>60両</u>	<p>地下鉄東西線の            開通による修正</p> <p>地下鉄東西線の            開通、組織改編            等による修正</p>
形式	制御車	電動車	合計	備考																																
<u>1000系</u>	<u>4両</u>	<u>4両</u>	<u>8両</u>																																	
<u>1000N系</u>	<u>38両</u>	<u>38両</u>	<u>76両</u>																																	
<u>南北線</u>	<u>型式</u>	<u>制御車</u>	<u>電動車</u>	<u>合計</u>																																
	<u>1000N系</u>	<u>42両</u>	<u>42両</u>	<u>84両</u>																																
<u>東西線</u>	<u>型式</u>	<u>電動制御車</u>	<u>電動車</u>	<u>合計</u>																																
	<u>2000系</u>	<u>30両</u>	<u>30両</u>	<u>60両</u>																																

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																								
	<b>第3章 災害応急対策</b>	<b>第3章 災害応急対策</b>																																									
	<b>第1節 防災気象情報の伝達</b>	<b>第1節 防災気象情報の伝達</b>																																									
	<b>第2 防災気象情報</b>	<b>第2 防災気象情報</b>																																									
180	1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災情報 (略)	1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災情報 (略)	記述の統一																																								
	注 風雪注意報 報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき _____ に発表される。	注 風雪注意報 報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき又は雪を伴うことによる視覚障害等による災害が発生すると予想されたときに発表される。																																									
	(略)	(略)																																									
181	竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位 _____ で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	文字間隔の修正 時点修正																																								
	(略)	(略)																																									
183	(別表2) (平成22年5月27日現在)	(別表2) (平成28年10月10日現在)	時点修正																																								
	<table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="3">仙台管区气象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="3">宮城県</td> </tr> <tr> <td>一時細分区域</td> <td>東部</td> <td colspan="2">西部</td> </tr> <tr> <td>市町村をまとめた地域</td> <td>(略)</td> <td>東部仙南</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)</td> <td>(略)</td> <td>平地：20cm 山沿い：25cm</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	発表官署	仙台管区气象台			府県予報区	宮城県			一時細分区域	東部	西部		市町村をまとめた地域	(略)	東部仙南	(略)	警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)	(略)	平地：20cm 山沿い：25cm	(略)	<table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="3">仙台管区气象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="3">宮城県</td> </tr> <tr> <td>一時細分区域</td> <td>東部</td> <td colspan="2">西部</td> </tr> <tr> <td>市町村をまとめた地域</td> <td>(略)</td> <td>東部仙南</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)</td> <td>(略)</td> <td>平地：25cm 山沿い：30cm</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	発表官署	仙台管区气象台			府県予報区	宮城県			一時細分区域	東部	西部		市町村をまとめた地域	(略)	東部仙南	(略)	警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)	(略)	平地：25cm 山沿い：30cm	(略)	警報発表基準の修正
発表官署	仙台管区气象台																																										
府県予報区	宮城県																																										
一時細分区域	東部	西部																																									
市町村をまとめた地域	(略)	東部仙南	(略)																																								
警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)	(略)	平地：20cm 山沿い：25cm	(略)																																								
発表官署	仙台管区气象台																																										
府県予報区	宮城県																																										
一時細分区域	東部	西部																																									
市町村をまとめた地域	(略)	東部仙南	(略)																																								
警 大雪 報 (12時間降雪の深さ)	(略)	平地：25cm 山沿い：30cm	(略)																																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																																																		
184	(別表3)大雨警報発表基準 (平成22年5月27日現在)	(別表3)大雨警報発表基準 (平成28年5月27日現在)	表の時点修正 市制移行に伴う市町村の表記順の修正																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>大郷町</td> <td>R1=45</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>富谷町</td> <td>R1=50</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域		市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	大郷町	R1=45	102	富谷町	R1=50	101	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>岩沼市</td> <td>R1=50</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>R1=50</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	岩沼市	R1=50	111	富谷市	R1=50	101																																												
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																		
東部仙台	大郷町	R1=45	102																																																																		
	富谷町	R1=50	101																																																																		
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																		
東部仙台	岩沼市	R1=50	111																																																																		
	富谷市	R1=50	101																																																																		
184	(別表4)洪水警報発表基準 (平成22年5月27日現在)	(別表4)洪水警報発表基準 (平成28年7月28日現在)	時点修正 河川表記の加除修正 市制移行に伴う市町村の表記順の修正																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>(略)</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>山元町</td> <td></td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>富谷町</td> <td></td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部大崎</td> <td rowspan="2">涌谷町</td> <td></td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白石川[大河原・白石]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部仙南</td> <td>村田町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原・白石]</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[丸森_____]</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[丸森_____]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登米・東部栗原</td> <td>登米市</td> <td></td> <td>北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td></td> <td>迫川[留場・大林・若柳・佐沼]</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域		市町村等	(略)	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	山元町		_____	富谷町		吉田川[落合・新田橋]	東部大崎	涌谷町		鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]		白石川[大河原・白石]	東部仙南	村田町		阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原・白石]	柴田町		阿武隈川下流[丸森_____]	丸森町		阿武隈川下流[丸森_____]	登米・東部栗原	登米市		北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]	栗原市東部		迫川[留場・大林・若柳・佐沼]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>(略)</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>富谷市</td> <td></td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部大崎</td> <td rowspan="2">涌谷町</td> <td></td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[_____佐沼]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白石川[大河原_____]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部仙南</td> <td>村田町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原_____]</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[丸森・笠松]</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td></td> <td>阿武隈川下流[丸森・笠松]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登米・東部栗原</td> <td>登米市</td> <td></td> <td>北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[_____若柳・佐沼]</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td></td> <td>迫川[留場・大林・若柳_____]</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	(略)	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	富谷市		吉田川[落合・新田橋]	山元町		阿武隈川下流[笠松・岩沼]	東部大崎	涌谷町		鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[_____佐沼]		白石川[大河原_____]	東部仙南	村田町		阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原_____]	柴田町		阿武隈川下流[丸森・笠松]	丸森町		阿武隈川下流[丸森・笠松]	登米・東部栗原	登米市		北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[_____若柳・佐沼]	栗原市東部
市町村等をまとめた地域	市町村等	(略)	指定河川洪水予報による基準																																																																		
東部仙台	山元町		_____																																																																		
	富谷町		吉田川[落合・新田橋]																																																																		
東部大崎	涌谷町		鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]																																																																		
			白石川[大河原・白石]																																																																		
東部仙南	村田町		阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原・白石]																																																																		
	柴田町		阿武隈川下流[丸森_____]																																																																		
	丸森町		阿武隈川下流[丸森_____]																																																																		
登米・東部栗原	登米市		北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]																																																																		
	栗原市東部		迫川[留場・大林・若柳・佐沼]																																																																		
市町村等をまとめた地域	市町村等	(略)	指定河川洪水予報による基準																																																																		
東部仙台	富谷市		吉田川[落合・新田橋]																																																																		
	山元町		阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																		
東部大崎	涌谷町		鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[_____佐沼]																																																																		
			白石川[大河原_____]																																																																		
東部仙南	村田町		阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原_____]																																																																		
	柴田町		阿武隈川下流[丸森・笠松]																																																																		
	丸森町		阿武隈川下流[丸森・笠松]																																																																		
登米・東部栗原	登米市		北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[_____若柳・佐沼]																																																																		
	栗原市東部		迫川[留場・大林・若柳_____]																																																																		
185	(別表5)大雨注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)	(別表5)大雨注意報発表基準 (平成28年10月10日現在)	市制移行に伴う市町村の表記順の修正																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>大郷町</td> <td>R1=30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>富谷町</td> <td>R1=30</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域		市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	大郷町	R1=30	81	富谷町	R1=30	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部仙台</td> <td>岩沼市</td> <td>R1=30</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>R1=30</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	岩沼市	R1=30	88	富谷市	R1=30	80																																												
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																		
東部仙台	大郷町	R1=30	81																																																																		
	富谷町	R1=30	80																																																																		
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																		
東部仙台	岩沼市	R1=30	88																																																																		
	富谷市	R1=30	80																																																																		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考						
187	(別表6)洪水注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)		(別表6)洪水注意報発表基準 (平成28年7月28日現在)	表の時点修正 河川表記の加除修正 市制移行に伴う市町村の表記順の修正					
	市町村等をまとめた地域	市町村等	(略)		指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(略)	指定河川洪水予報による基準
	東部仙台	山元町				東部仙台	富谷市		吉田川[落合・新田橋]
		富谷町			吉田川[落合・新田橋]		山元町		阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	東部大崎	涌谷町			鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]	東部大崎	涌谷町		鳴瀬川[三本木橋・野田橋] 旧北上川[和渕] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[ ]佐沼]
	東部仙南	大河原町			白石川[大河原・白石]	東部仙南	大河原町		白石川[大河原 ]]
		村田町			白石川[大河原・白石]		村田町		白石川[大河原 ]]
		柴田町			阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原・白石]		柴田町		阿武隈川下流[笠松] 白石川[大河原 ]]
		丸森町			阿武隈川下流[丸森 ]]		丸森町		阿武隈川下流[丸森・笠松]
	登米・東部栗原	登米市			北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[留場・大林・若柳・佐沼]	登米・東部栗原	登米市		北上川下流[米谷・登米・柳津] 旧北上川[和渕] 迫川[ ]若柳・佐沼]
栗原市東部			迫川[留場・大林・若柳・佐沼]	栗原市東部			迫川[留場・大林・若柳 ]]		
188	(別表7)高潮警報・注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)		(別表7)高潮警報・注意報発表基準 (平成28年10月10日現在)	市制移行に伴う市町村の表記順の修正					
	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位						
			警報		注意報				
東部仙台	大郷町	—	—	東部仙台	岩沼市	1.6m	0.9m		
	富谷町	—	—		富谷市	—	—		



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																		
191	<p>(別表8)水防活動用警報・注意報</p> <table border="1" data-bbox="176 252 1025 515"> <tr> <td>水防活動の利用に適合する注意報・警報</td> <td>一般の利用に適合する注意報・警報</td> <td>発表基準</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき</td> </tr> </table> <p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報          気象業務法第14条の2第2項、<u>                    </u>第3項及び水防法第10条第2項、<u>                    </u>第3項の規定により、東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、当該河川が破堤<u>                    </u>はん濫等により国民経済上重大な<u>                    </u>損害が生ずるおそれがある場合<u>                    </u>に、その旨を警告して<u>                    </u>発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。          (略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="176 906 981 1289"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したとき<u>                    </u> <u>                    </u>に発表される。 (略)</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に達したとき<u>                    </u> <u>                    </u>に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない<u>状態</u>であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	種類	標題	概要	洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき <u>                    </u> <u>                    </u> に発表される。 (略)	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき <u>                    </u> <u>                    </u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない <u>状態</u> であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。	<p>(別表8)水防活動用警報・注意報</p> <table border="1" data-bbox="1072 252 1921 515"> <tr> <td>水防活動の利用に適合する注意報・警報</td> <td>一般の利用に適合する注意報・警報・<u>特別警報</u></td> <td>発表基準</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると<u>予想された</u>とき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると<u>予想された</u>とき</td> </tr> </table> <p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報          気象業務法第14条の2第2項及び第3項、<u>水防法第10条第2項、水防法第11条第1項</u>の規定により、東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、当該河川が<u>越水・溢水による氾濫</u>の洪水により国民経済上重大または<u>相当な損害</u>が生ずるおそれがある場合等に、その状況を水位または流量を示して発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。          (略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1072 906 1877 1289"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 (略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状態が継続している</u>ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない<u>状態</u>。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・ <u>特別警報</u>	発表基準	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると <u>予想された</u> とき	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると <u>予想された</u> とき	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 (略)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続している</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない <u>状態</u> 。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。	<p>記述の統一</p> <p>表現の修正</p> <p>記述の統一</p>
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																			
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																			
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき																																			
種類	標題	概要																																			
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき <u>                    </u> <u>                    </u> に発表される。 (略)																																			
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき <u>                    </u> <u>                    </u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない <u>状態</u> であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。																																			
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・ <u>特別警報</u>	発表基準																																			
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると <u>予想された</u> とき																																			
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると <u>予想された</u> とき																																			
種類	標題	概要																																			
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 (略)																																			
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続している</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない <u>状態</u> 。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。																																			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）			修正後			備考
192		はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。		氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。	名称変更
	洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____ に発表される。 避難準備情報等の発令の判断の基準とする。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。	
	(2) 洪水予報を行う河川名とその区間			(2) 洪水予報を行う河川名とその区域			時点修正
河川名	区間		予報区域名	河川名	区 域		
阿武隈川下流	(略)			阿武隈川下流	(略)		
白石川	白石市蔵本堰堤から阿武隈川への合流点まで		阿武隈川下流	白石川	左岸 柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先から阿武隈川合流点まで 右岸 柴田郡柴田町大字下名生字須川前 106 番地先から阿武隈川合流点まで		
名取川	(略) 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先 _____ から海まで		名取川	名取川	(略) 右岸 名取市高館熊野堂字五反田 48 番 2 地先 (名取川頭首) から海まで		
広瀬川	(略) 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先 _____ から名取川への合流点まで		広瀬川	広瀬川	(略) 右岸 仙台市太白区長町1丁目1番1地先 (広瀬橋) から名取川へ合流点まで		
			鳴瀬川	鳴瀬川	(略)		
				多田川	(略)		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）		修正後			備考
	鳴瀬川	(略)		鞍坪川	(略)	
	多田川	(略)		吉田川	(略)	
	鞍坪川	(略)	吉田川	竹林川	富谷市三の関太子堂中 63 番の 1 地先_(新田橋)_から吉田川への合流点まで	
	吉田川	(略)	北上川下流	北上川下流	(略)	
	竹林川	黒川郡富谷町三の関太子堂中63番の1地先_新田橋_から吉田川への合流点まで	旧北上川	旧北上川	(略)	
	北上川下流	(略)	江合川	江合川	(略)	
	旧北上川	(略)	_____	_____	_____	
	江合川	(略)	七北田川	七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼 104 番 1 地先赤生津大橋から海まで	
	迫川	栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	白石川	白石川	左岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町大字槻木字寺入山 1 番の 2 地先まで 右岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町下名生字須川前 106 番地先まで	
	_____	_____	迫川	迫川	栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	
	七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで				



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																																																																										
	(新設)	<p>水位周知を行う河川名とその区域</p> <p>(国土交通大臣指定(法第13条第1項))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新江合川</td> <td>左右岸</td> <td>新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(知事指定(法第13条第2項))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斎川</td> <td>左右岸</td> <td>谷津川合流点から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>左右岸</td> <td>村田町東北自動車道から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小田川</td> <td>左右岸</td> <td>角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>坂元川</td> <td>左右岸</td> <td>山元町大川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>増田川</td> <td>左右岸</td> <td>上町川合流点から 海まで</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで</td> </tr> <tr> <td>旧沢川</td> <td>左右岸</td> <td>荒川分派点から 名取川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>七北田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで</td> </tr> <tr> <td>梅田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>砂押川</td> <td>左右岸</td> <td>多賀城市市川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>高城川</td> <td>左右岸</td> <td>松島町三陸自動車道から 海まで</td> </tr> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで</td> </tr> <tr> <td>多田川</td> <td>左右岸</td> <td>加美町山田橋から 大町管区区間線まで</td> </tr> <tr> <td>洪井川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市台所橋から 多田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>江合川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市古川榎目まで 大崎市古川小泉まで</td> </tr> <tr> <td>三迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市金成沢辺達田橋から 迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>夏川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市石越町小谷地 から迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市舞瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで</td> </tr> <tr> <td>旧迫川</td> <td>左右岸</td> <td>小山田川合流点から 旧迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小山田川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>瀬峰川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>萱刈川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大水門川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>西川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市田原市道橋から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大川</td> <td>左右岸</td> <td>気仙沼市平前橋から 海まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区	域	新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで	河川名	区	域	斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	旧沢川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで	七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで	多田川	左右岸	加美町山田橋から 大町管区区間線まで	洪井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで	江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市古川榎目まで 大崎市古川小泉まで	三迫川	左右岸	栗原市金成沢辺達田橋から 迫川合流点まで	夏川	左岸 右岸	登米市石越町小谷地 から迫川合流点まで	二股川	左岸 右岸	登米市舞瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧迫川合流点まで	小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで	瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	西川	左右岸	大崎市田原市道橋から 萱刈川合流点まで	二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	
河川名	区	域																																																																																											
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで																																																																																											
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで																																																																																											
河川名	区	域																																																																																											
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで																																																																																											
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで																																																																																											
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで																																																																																											
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで																																																																																											
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで																																																																																											
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで																																																																																											
旧沢川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで																																																																																											
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで																																																																																											
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで																																																																																											
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで																																																																																											
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで																																																																																											
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで																																																																																											
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大町管区区間線まで																																																																																											
洪井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで																																																																																											
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市古川榎目まで 大崎市古川小泉まで																																																																																											
三迫川	左右岸	栗原市金成沢辺達田橋から 迫川合流点まで																																																																																											
夏川	左岸 右岸	登米市石越町小谷地 から迫川合流点まで																																																																																											
二股川	左岸 右岸	登米市舞瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで																																																																																											
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧迫川合流点まで																																																																																											
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで																																																																																											
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで																																																																																											
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで																																																																																											
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで																																																																																											
西川	左右岸	大崎市田原市道橋から 萱刈川合流点まで																																																																																											
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで																																																																																											
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで																																																																																											





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																
196	<p>4 予報・警報等の細分区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域(含まれる市町村等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>東部</td> <td>東部仙台</td> <td>(略), 大郷町, 富谷町</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)	宮城県	東部	東部仙台	(略), 大郷町, 富谷町	<p>5 予報・警報等の細分区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>二次細分区域(含まれる市町村等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>東部</td> <td>東部仙台</td> <td>(略), 岩沼市, 富谷市, 亶理町, (略)</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)	宮城県	東部	東部仙台	(略), 岩沼市, 富谷市, 亶理町, (略)	<p>市制移行に伴う市町村の表記順の修正</p>
	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)															
宮城県	東部	東部仙台	(略), 大郷町, 富谷町																
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)																
宮城県	東部	東部仙台	(略), 岩沼市, 富谷市, 亶理町, (略)																
196	<p>第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報 (略) また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び<u>はん濫</u>のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。 (略)</p>	<p>第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報 (略) また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び<u>氾濫</u>のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。 (略)</p>	<p>表現の修正</p>																
211	<p><b>第4節 災害広報活動</b> 第3 県の広報 2 広報実施方法 (1) 大規模災害時緊急情報連絡システム, <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>による広報</p>	<p><b>第4節 災害広報活動</b> 第3 県の広報 2 広報実施方法 (1) 大規模災害時緊急情報連絡システム, <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>による広報</p>	<p>防災基本計画の修正</p>																
212	<p>第4 市町村の広報 2 広報実施方法 (11) <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>による広報</p>	<p>第4 市町村の広報 2 広報実施方法 (11) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>による広報</p>																	
214	<p><b>第5節 防災活動体制</b> 第3 県の活動体制 1 職員の配備体制 (1) 警戒配備(0号) 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、若しくは災害が発生したとき、県内の活火山に噴火速報又は、噴火警報(火口周辺)若しくは(入山危険)が発表されたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制(0号)を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p>	<p><b>第5節 防災活動体制</b> 第3 県の活動体制 1 職員の配備体制 (1) 警戒配備(0号) 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、若しくは災害が発生したとき、県内の活火山に噴火速報又は、噴火警報(火口周辺) _____が発表されたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制(0号)を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p>	<p>表現の修正</p>																



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																																																																								
216	<p>(2) 特別警戒配備(1号)</p> <p>大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、<u>大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき、県内の活火山に噴火警報(居住地域)(火山現象特別警報)が発表されたとき、若しくはその他特に危機管理監が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。</u></p> <p>2 職員の動員体制</p> <p style="text-align: center;"><b>配備体制の基準・内容等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備基準</th> <th>(略)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒配備 0号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 県内で震度4の地震が観測されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別警戒配備 1号</td> <td>4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。</td> <td></td> <td>4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> <tr> <td>6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td></td> <td>5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警戒配備 0号</td> <td>1 宮城県に津波警報が発表されたとき。</td> <td>(略)。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。</td> <td></td> <td>6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。</td> </tr> <tr> <td>6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報(居住地域)(警戒事項：居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 その他特に危機管理監が必要と認められたとき</td> <td></td> <td>なお、津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測、大雨</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	(略)	備考	警戒配備 0号	(略)	(略)	(略)	2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。			3 県内で震度4の地震が観測されたとき。			特別警戒配備 1号	4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。			5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。		4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。	警戒配備 0号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。	(略)。		5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。		6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。	6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報(居住地域)(警戒事項：居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。			7 その他特に危機管理監が必要と認められたとき		なお、津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測、大雨		<p>(2) 特別警戒配備(1号)</p> <p>大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、 _____</p> <p>_____若しくはその他特に危機管理監が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。</p> <p>2 職員の動員体制</p> <p style="text-align: center;"><b>配備体制の基準・内容等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備基準</th> <th>(略)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒配備 0号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内で震度4の地震が観測されたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大雨、洪水 _____等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別警戒配備 1号</td> <td>4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) _____(警戒事項：火口周辺危険)若しくは _____入山危険)が発表されたとき。</td> <td></td> <td>4 特別警報発表時における特別警報発表地域(大津波警報は沿岸15市町、噴火警報(居住地域)は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町)を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。</td> </tr> <tr> <td>5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td></td> <td>5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> <tr> <td>1 県内に津波注意報が発表されたとき。</td> <td>(略)。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警戒配備 0号</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき</td> <td></td> <td>なお、津波については津波注意報、津波警報大津波警報の発表、</td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	(略)	備考	警戒配備 0号	(略)	(略)	(略)	2 県内で震度4の地震が観測されたとき。			3 大雨、洪水 _____等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。			特別警戒配備 1号	4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) _____(警戒事項：火口周辺危険)若しくは _____入山危険)が発表されたとき。		4 特別警報発表時における特別警報発表地域(大津波警報は沿岸15市町、噴火警報(居住地域)は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町)を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。	5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	1 県内に津波注意報が発表されたとき。	(略)。		警戒配備 0号	(略)			6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない)			5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき		なお、津波については津波注意報、津波警報大津波警報の発表、	<p>災害対策本部要綱の改正</p> <p>時点修正</p>
	配備基準	(略)	備考																																																																								
警戒配備 0号	(略)	(略)	(略)																																																																								
	2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。																																																																										
	3 県内で震度4の地震が観測されたとき。																																																																										
特別警戒配備 1号	4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。																																																																										
	5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは、(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。		4 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																																																								
	6 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。																																																																								
警戒配備 0号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。	(略)。																																																																									
	5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。		6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。																																																																								
	6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報(居住地域)(警戒事項：居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。																																																																										
7 その他特に危機管理監が必要と認められたとき		なお、津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測、大雨																																																																									
	配備基準	(略)	備考																																																																								
警戒配備 0号	(略)	(略)	(略)																																																																								
	2 県内で震度4の地震が観測されたとき。																																																																										
	3 大雨、洪水 _____等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。																																																																										
特別警戒配備 1号	4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) _____(警戒事項：火口周辺危険)若しくは _____入山危険)が発表されたとき。		4 特別警報発表時における特別警報発表地域(大津波警報は沿岸15市町、噴火警報(居住地域)は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町)を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。																																																																								
	5 その他特に部(局)長(総務部)にあっては危機管理監が必要と認められたとき。		5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																																																								
	1 県内に津波注意報が発表されたとき。	(略)。																																																																									
警戒配備 0号	(略)																																																																										
	6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない)																																																																										
	5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき		なお、津波については津波注意報、津波警報大津波警報の発表、																																																																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）				修正後				備考
		2 号	1 宮城県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 (略)	(略)		2 号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 (略)	(略)	地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達を行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。
	災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	3 号	2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとき。  _____ _____ _____ _____	(略)	非常配備	3 号	(略)	
					※蔵王山の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報(火口周辺)に該当するため0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。				
221	<b>第6節 警戒活動</b> <b>第3 水防活動</b> 3 水防団及び消防機関は、出水時に_____迅速な水防活動を実施するため、_____河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。				<b>第6節 警戒活動</b> <b>第3 水防活動</b> 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。				表現の修正
222	<b>第4 土砂災害警戒活動</b> 3 (略) また、土砂災害に関するメッシュ情報において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュがあらかじめ避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒地域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の全てに避難指示_____を発令する。				<b>第4 土砂災害警戒活動</b> 3 (略) また、土砂災害に関するメッシュ情報において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュがあらかじめ避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒地域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の全てに避難指示(緊急)を発令する。				名称変更

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
229	<p><b>第8節 災害救助法の適用</b></p> <p>第3 救助の実施の委任 (略)</p> <p>9 遺体の捜索及び処理</p>	<p><b>第8節 災害救助法の適用</b></p> <p>第3 救助の実施の委任 (略)</p> <p>9 死体の捜索及び処理</p>	表現の修正
233	<p><b>第9節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等 (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動</p>	<p><b>第9節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等 (4) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</p>	表現の修正
257	<p><b>第14節 避難活動</b></p> <p>第2 避難準備情報</p> <p>1 市町村は、避難勧告及び避難指示_____のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備情報</u>_____を伝達する必要がある。</p> <p><u>避難準備情報</u>_____については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には、<u>避難準備情報</u>_____のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時期を逸さずに<u>避難準備情報</u>_____を発令すべきである。</p> <p>2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く、予想が困難な土砂災害については、<u>避難準備情報</u>_____を積極的に活用することとし、<u>避難準備情報</u>_____が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。</p> <p>3 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、<u>避難準備情報</u>_____を発令することを基本とする。(略)</p>	<p><b>第14節 避難活動</b></p> <p>第2 避難準備情報</p> <p>1 市町村は、避難勧告及び避難指示(緊急)_____のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____を伝達する必要がある。</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時期を逸さずに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____を発令すべきである。</p> <p>2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く、予想が困難な土砂災害については、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____を積極的に活用することとし、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。</p> <p>3 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____を発令することを基本とする。(略)</p>	名称変更
258	<p>4 夜間に備えた対応 立ち退き避難が困難となる夜間において、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備情報</u>_____を発令することを検討する。(略)</p>	<p>4 夜間に備えた対応 立ち退き避難が困難となる夜間において、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>_____を発令することを検討する。(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
261	<p><b>第6 指定緊急避難場所の開設及び周知</b></p> <p>市町村は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p><b>第6 指定緊急避難場所の開設及び周知</b></p> <p>市町村は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	名称変更
268	<p><b>第15節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を<u>委任</u>する。市町村長に<u>委任</u>した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。</p>	<p><b>第15節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を<u>委託</u>する。市町村長に<u>委託</u>した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。</p>	表現の修正
281	<p><b>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p><b>第4 食料</b></p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>ロ 災害救助用米穀</p> <p>※ → 県を通じて要請する場合    ---&gt; 県を通じて要請することが困難な場合</p> <p>ハ 供給数量</p> <p>(イ) 応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市町村の要請に基づき<u>県及び東北農政局(食糧部)</u>が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。</p>	<p><b>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p><b>第4 食料</b></p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>ロ 災害救助用米穀</p> <p>※ → 県を通じて要請する場合    ---&gt; 県を通じて要請することが困難な場合</p> <p>ハ 供給数量</p> <p>(イ) 応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市町村の要請に基づき<u>県</u>が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>記述の統一。</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
288	<p><b>第20節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>            1 健康調査, 健康相談            (1) 保健指導及び健康相談の実施            (略)            その際、<u>女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。</u></p> <p>2 心のケア            (1) 心のケアの実施            大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、<u>県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)及び市町村は、精神科医や心理職等の協力を得て、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</u></p> <p>(2) 心のケアの実施体制の確保            県は、被災者のストレスケア等のため、<u>_____</u>  <u>災害時の心のケアの専門職からなる_____チームを編成し、被災地に派遣し、必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対してチームの派遣を要請する。</u>            また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p>	<p><b>第20節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>            1 健康調査, 健康相談            (1) 保健指導及び健康相談の実施            (略)            その際、<u>女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。</u></p> <p>2 心のケア            (1) 心のケアの実施            大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、<u>__県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)及び市町村は、_____被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</u></p> <p>(2) 心のケアの実施体制の確保            県は、被災者のストレスケア等のため、<u>災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療チーム(DPAT)のほか、_____心のケアの専門職_____で構成されるチームを編成し、被災地に派遣する。必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して_____心のケアの専門職等の派遣を要請する。</u>            _____</p>	<p>表現の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>表現の修正</p>
292	<p><b>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</b>  <b>第4 遺体の火葬, 埋葬</b>            3 県は、<u>遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等_____を実施する。</u>            また、<u>被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通して他都道府県からの支援を要請する。</u>            _____            (略)</p>	<p><b>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</b>  <b>第4 遺体の火葬, 埋葬</b>            3 県は、<u>_____火葬場、柩等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、柩等の調達、遺体の搬送の手配等、市町村の支援を実施する。</u>            また、<u>_____広域火葬を円滑に実施するための計画を事前に策定し、市町村、火葬場設置者、他都道府県及び国との調整等の必要な措置を講ずる。</u>            (略)</p>	<p>「宮城県広域火葬計画」との記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
	4 _____身元の判明しない遺骨は_____, 公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し_____, 身元が判明し次第遺族に引き渡す。	4 市町村は、 <u>身元の判明しない遺骨について</u> 、公営墓地または寺院等に <u>依頼する</u> などして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。	
293	<p><b>第2 2節 廃棄物処理活動</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の____棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。</p> <p><b>第2 災害廃棄物の処理</b> 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理<u>処分</u>方法を市町村に助言する。</p> <p><b>第3 処理体制</b> 1 県は、被災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、<u>生活ごみの発生量見込み</u>、<u>建築被害とがれきの発生量見込み</u>等について<u>情報収集を行う。</u></p> <hr/> <p>2 市町村は、市町村地域防災計画_____に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、<u>処理・処分</u>に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。_____</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><b>第4 処理方法</b> (2) 災害廃棄物 ロ 応急活動後は、<u>処理処分</u>の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</p>	<p><b>第2 2節 災害廃棄物処理活動</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の<u>災害廃棄物</u>が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、<u>廃棄物処理施設</u>や<u>下水道施設</u>の損壊による処理機能の低下が予想される。</p> <p><b>第2 災害廃棄物の処理</b> 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理____方法を市町村に助言する。</p> <p><b>第3 処理体制</b> 1 県は、被災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、<u>発生した災害廃棄物の種類</u>、<u>性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）</u>等の<u>情報収集を行う。</u></p> <p>2 県は<u>事前に策定する災害廃棄物処理計画</u>に基づき、<u>仮置場</u>、<u>最終処分場</u>を検討する。</p> <p>3 市町村は、<u>市町村地域防災計画や災害廃棄物処理計画</u>に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、<u>処理_____</u>に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。特に、<u>大規模な災害が発生したときは</u>、<u>その災害廃棄物の処理に関する指針</u>を策定するとともに、<u>廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり</u>、かつ、<u>当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制</u>、<u>当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性</u>、<u>当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して</u>、必要と認められる場合には、<u>災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p><b>第4 処理方法</b> (2) 災害廃棄物 ロ 応急活動後は、<u>処理_____</u>の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</p>	<p>記述の統一</p> <p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の修正 防災基本計画の修正</p> <p>表現の修正</p>
294			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
305	<p><b>第26節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検 被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>交通情報モニター</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(3) 道路情報の提供 災害発生箇所、被害状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、路側放送_____等で道路利用者へ提供する。</p>	<p><b>第26節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検 被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、<u>道路緊急ダイヤル(#9910)</u>等からの情報の収集に努める。</p> <p>(3) 道路情報の提供 災害発生箇所、被害状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、路側放送、<u>道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）</u>等で道路利用者へ提供する。</p>	<p>記述の修正</p> <p>情報提供の方法について、新たに明記</p>
309	<p><b>第9 空港施設</b></p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保 <u>空港管理者及び関係者は</u>、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導 <u>空港管理者及び関係者は</u>、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保 <u>空港管理者及び関係者は</u>、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p><b>第9 空港施設</b></p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保 <u>仙台空港事務所、各航空会社及び関係者は</u>、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導 <u>仙台国際空港株式会社及び関係者は</u>、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保 <u>仙台国際空港株式会社及び関係者は</u>、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>空港管理者の明確化</p>
313	<p><b>第13 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p><b>第13 廃棄物処理施設</b></p> <p>3 県及び市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理_____方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>	<p>表現の修正 表現の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

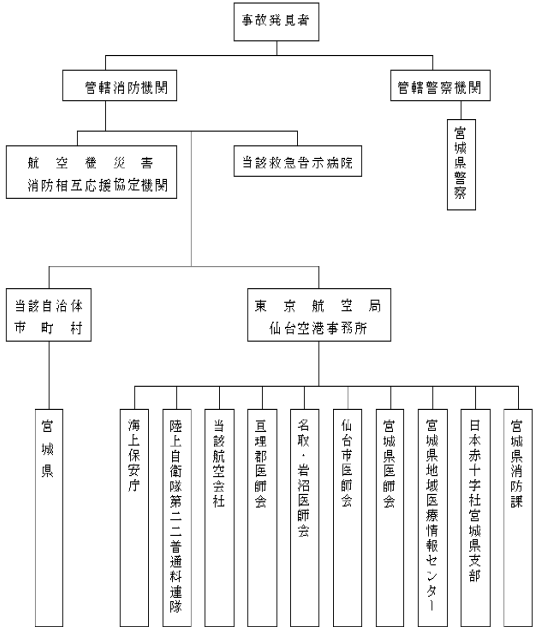
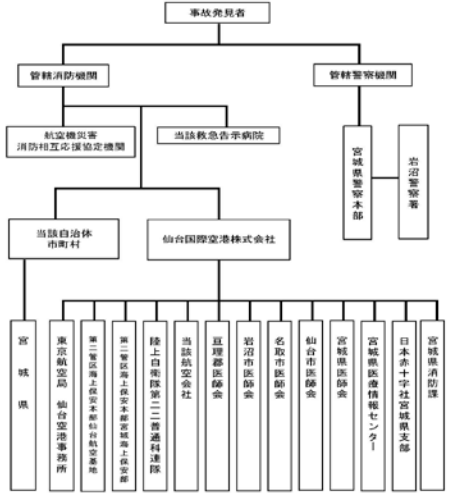
頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
317	<p><b>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速かつ確かな応急復旧に努める。</p>	<p><b>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
335	<p><b>第31節 ボランティア活動</b></p> <p><b>第2 一般ボランティア</b></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。</p>	<p><b>第31節 ボランティア活動</b></p> <p><b>第2 一般ボランティア</b></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
339	<p><b>第33節 災害種別毎応急対策</b></p> <p><b>第1 火災応急対策</b></p> <p>3 消防機関の活動</p> <p>（1）消防本部の活動</p> <p>ロ 火災の初期消火と延焼防止</p> <p>火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p>	<p><b>第33節 災害種別毎応急対策</b></p> <p><b>第1 火災応急対策</b></p> <p>3 消防機関の活動</p> <p>（1）消防本部の活動</p> <p>ロ 火災の初期消火と延焼防止</p> <p>火災が発生した場合は、消防団_____を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p>	<p>記述の統一</p>
355	<p><b>第5 航空災害応急対策</b></p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所_____及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、<u>事故対策本部</u>を設置する。</p> <p>また、防災関係機関は必要に応じ、事故対策本部を設置する。</p>	<p><b>第5 航空災害応急対策</b></p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所、<u>仙台国際空港株式会社</u>及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、<u>総合対策本部</u>を設置する。</p> <p><u>総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役（以下「代表取締役」という。）を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。</u></p>	<p>仙台国際空港の民営化に伴う修正</p>





宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
356	(3) 自衛隊の措置 (4) 市町村等の措置 (5) 警察の措置 (6) 県の措置 (7) 第二管区海上保安本部の措置	(4) 自衛隊の措置 (5) 市町村等の措置 (6) 警察の措置 (7) 県の措置 (8) 第二管区海上保安本部の措置	
357	<p>緊急連絡体制</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 一般加入線</li> <li>- - - 兩次呼出装置</li> <li>— 直通電話</li> <li>— 内線電話</li> </ul> <p>※ 事故の規模に応じて連絡先は選定するものとする。</p>	<p>緊急連絡体制</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— クラッシュ・ホン</li> <li>- - - 非常圏次通報装置</li> <li>— 直通電話</li> <li>— 一般電話</li> </ul>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考
358	<p>空港周辺における通報系統図</p> <p>空港周辺における通報系統図</p>  <p>第6 鉄道災害応急対策</p>	<p>空港周辺における通報系統図</p> <p>空港周辺における通報系統図</p>  <p>※関係機関の通報は一般留録で行う</p> <p>第6 鉄道災害応急対策</p>	<p>時点修正</p>
363	<p>5 仙台市交通局(地下鉄南北線_____)</p>	<p>5 仙台市交通局(地下鉄南北線・地下鉄東西線)</p>	<p>地下鉄東西線の</p>
364	<p>(3) 事故発生時における応急対策</p> <p>ハ 乗客の避難・救護対策</p> <p>(イ) 運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに乗客の<u>動揺</u>を静めるための放送を行う。</p> <p>(4) 情報連絡通信</p> <p>災害情報及び応急措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、PHS等を使用する。</p>	<p>(3) 事故発生時における応急対策</p> <p>ハ 乗客の避難・救護対策</p> <p>(イ) 運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに乗客の<u>不安</u>を解消するための放送を行う。</p> <p>(4) 情報連絡通信</p> <p>災害情報及び応急復旧措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、<u>自営PHS</u>を使用する。</p>	<p>開通</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 28 年 2 月）	修正後	備考
368	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 2 節 災害復旧・復興の基本方向の決定等</b></p> <p>4 職員派遣等の要請                      (略)同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る<u>あつせん</u>に努める。</p> <p><b>第 4 節 災害復興計画</b></p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 市町村の復興計画の策定                      (略)                      また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律 _____ を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、 _____ 土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 2 節 災害復旧・復興の基本方向の決定等</b></p> <p>4 職員派遣等の要請                      (略)同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る<u>あつせん</u>を行う。</p> <p><b>第 4 節 災害復興計画</b></p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 市町村の復興計画の策定                      (略)                      また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律 <u>(平成 25 年法律第 55 号)</u> を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、 <u>特定大規模災害によって</u>土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p>表現の修正</p> <p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>
373	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 4 節 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯                      (略)</p> <p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 _____</p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 4 節 被災者生活再建支援制度</b></p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯                      (略)</p> <p>(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 <u>(長期避難世帯)</u></p> <p>(4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>
374	<p><b>第 5 節 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子及び寡婦福祉資金</p>	<p><b>第 5 節 資金の貸付け</b></p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金</p>	<p>記述の統一</p>
375	<p>県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p>	<p>県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。</p>	<p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成28年2月）	修正後	備考																											
375	<p><b>第8 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。</p> <p>県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。</p> <p>※ 国民健康保険税(料)の減免の基準</p> <p>イ 災害により障害者となったとき 9/10を減免</p> <p>ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき 被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。</p> <table border="1" data-bbox="176 683 1048 834"> <thead> <tr> <th></th> <th>3/10以上5/10未満</th> <th>5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>② 500万円超</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>③ 750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する_____。 一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。 県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。</p> <p>3 授業料の減免等 (略)</p>		3/10以上5/10未満	5/10以上	① 500万円以下	1/2	10/10	② 500万円超	1/4	1/2	③ 750万円超	1/8	1/4	<p><b>第8 税負担等の軽減</b></p> <p>1 国民健康保険税(料)の減免 被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、保険者である各市町村の判断で国民健康保険税(料)の納期到来分の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1" data-bbox="1072 683 1944 834"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民健康保険の一部負担金の減免 被災市町村は、国民健康保険税(料)の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免することができる。 一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 授業料の減免等 (略)</p>				_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>記述の適正化</p>
	3/10以上5/10未満	5/10以上																												
① 500万円以下	1/2	10/10																												
② 500万円超	1/4	1/2																												
③ 750万円超	1/8	1/4																												
_____	_____	_____																												
_____	_____	_____																												
_____	_____	_____																												
_____	_____	_____																												